

「児童相談所移管の具体的課題」

参考資料

(平成 29 年 8 月 23 日)

目 次

	頁
○児童相談所の移管をめぐる経緯	1

< 児童相談所等の現状 >

○児童相談所の概要	4
○児童相談所での相談対応件数の推移	5
○児童相談所の児童虐待相談受付件数一年齢別一	6
○平成 27 年度児童虐待相談対応の内訳	7
○一時保護所の概要	8
○一時保護所の設備及び職員配置基準	9
○一時保護所の現状	10
○児童福祉司の概要	11
○児童心理司の概要	12
○児童相談所における保健師の概要	13
○指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の概要	14
○児童相談所における弁護士を活用状況等	15
○社会的養護の現状	16
○里親制度の概要	17
○乳児院の概要	18
○児童養護施設の概要	19

< 児童福祉法等の一部を改正する法律の内容 >

○児童福祉法等の一部を改正する法律の概要	20
○児童相談所設置自治体の拡大	26
○児童相談所の体制強化	27
○児童相談所強化プラン（概要）	28
○児童福祉司の配置標準の見直しについて	29
○児童福祉司の配置標準の経過措置について	30

	頁
○スーパーバイザー、児童心理司、保健師の配置標準等について・・・	3 1
○児童福祉司の任用資格取得過程・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 2
○弁護士配置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 3
○里親委託の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 4
○児童相談所設置に向けた支援策について・・・・・・・・・・	3 5

＜特別区による児童相談所設置の意義＞

○特別区が児童相談所を担うと （特別区児童相談所移管モデル【抜粋】）・・・・・・・・・・	4 5
○特別区長会意見書「新たな子ども家庭福祉の あり方に関する専門委員会報告案（たたき台）について」・・・	4 6
○児童相談所設置に向けた検討及び都道府県との協議について （H29.3.22・雇児発 0322 第 12 号）・・・	4 8

児童相談所の移管をめぐる経緯

- S61.2.19 「都区制度改革の基本的方向」の中で、**児童相談所に関する事務の移譲を都区で合意**
- H 2.9.20 第 22 次地方制度調査会「都区制度改革に関する答申」の中で、「都区制度改革の基本的方向」に掲げられている事項については、概ねその方向で移譲すべき旨言及
- H 6.9.13 国に提出する最終案として都区合意した「都区制度改革に関するまとめ(協議案)」で、それまでの都による**国との折衝**で移管が困難と判断される事務（政令指定都市の事務等）のひとつとして**児童相談所の移管を断念**
-
- H20.6.26 第 13 回都区のあり方検討委員会幹事会において、児童相談所設置などに関する事務について**区へ移管する方向で検討することで一致**
- H22.6.29 第 25 回都区のあり方検討委員会幹事会において、児童相談所のあり方について、他に先行して実務的な検討の場を設け、移管するとした場合の課題とその解決策、都区の連携のあり方等について**議論を進めることを区から都に申入れ**。
- H22.10.27 第 27 回都区のあり方検討委員会幹事会において、区の提案に対し、都から、今後、検討方法や検討体制などの詳細を引き続き事務的に調整したい旨回答。
- H23.1.19 第 28 回都区のあり方検討委員会幹事会において、都から、児童相談所の問題は、緊急を要するということで、できるだけ早く検討体制等を都区の間で調整して、実務的な課題の整理から始めることを確認しているので、ぜひその方向でやっていきたいとの表明。
- H23.12.19 第 13 回都区のあり方検討委員会において、児童相談行政のあり方について、都区が協力し、都区間の連携や体制等を幅広く検討すべき課題となっており、**都区のあり方検討委員会とは切り離して、今後の検討の進め方等について都区間で協議し、別途整理していく必要があると確認**。
- H24.2.13 第 1 回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会を設置し、現行の役割分担の下での課題と対応策及び児童相談行政の体制のあり方について検討を開始。
- H25.1.18 第 2 回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、現行の役割分担下での課題と対応策について、部会の検討結果を確認。都から、体制の議論にあたっては、区が児童相談所を担う場合の具体的なイメージが必要との発言。
- H25.3.12 「義務付け・枠付けの第 4 次見直しについて」（閣議決定）の中で、「児童相談所の設置権限の特別区への移譲については、**第 30 次地方制度調査会の審議状況、東京都と特別区の協議の結果を踏まえつつ、検討を行う**」と記述。
- H25.6.25 第 30 次地方制度調査会の「大都市制度改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」の中で、「**都から特別区に移譲すべき事務としては、例えば児童相談所の事務などが考えられるが、専門職を適切に確保する等の観点から小規模な区の間では連携するといった工夫を講じつつ、移譲を検討すべき**」と記述。

- H25.11.15 区長会総会で、区側で検討した「特別区児童相談所移管モデル」を了承。都に検討の再開を申入れ。
- H26.3.27 第3回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、「特別区児童相談所移管モデル」を説明。都から、今後、移管モデルに対する意見や見解を述べさせていただくと発言。
- H26.5.28 第4回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、都が「特別区児童相談所移管モデル」に対する見解を提示。特別区には、児童福祉司等の専門職になり得る人材や業務ノウハウがなく、移管することが現行体制と比べて最善の方法であるか判断できない。今行すべきことは、現行体制を強化することであるとの内容。区からは、一度持ち帰り、後日検討結果をお示しすると発言。
- H26.11.7 第5回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、「特別区児童相談所移管モデル」にかかる都の見解に対する特別区の意見を説明。都から、引き続き具体性を深め、一定の整理がついた段階で、改めて検討結果をお示しいただき、今後議論していきたいと発言。
- H27.1.30 「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」（閣議決定）の中で、「児童相談所の設置権限の特別区への移譲については、東京都と特別区の協議状況を踏まえつつ、協議が整った場合には、その結果に基づいて必要な措置を講ずる」と記述
- H27.5.13 第6回児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会で、区から「特別区児童相談所移管モデル」の具体化について説明し、以下の事項について確認。
①「児童相談行政の体制のあり方」について検討を開始し、具体の検討は、課長級メンバーによる部会を中心に行うこと
②部会には、必要に応じてメンバーを追加できること。
また、都から、区長による児童相談所等の視察の実施について提案
- H27.6.26 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会部会で、「児童相談行政の体制のあり方」について検討を開始。3回にわたり都区双方の考え方についてフリートーキング。
- H28.3.10 国の社会保障審議会児童部会に設置された「新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会報告（提言）」の中で、「原則として中核市及び特別区には児童相談所機能をもつ機関の設置を求め、財政的負担が大きいことや専門職の確保の困難さから設置をためらうことがないよう、国及び都道府県は中核市及び特別区の人的・物的基盤を積極的に援助する必要がある」と記述。
- H28.3.29 国は、「政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする」という改正を含めた「児童福祉法等の一部を改正する法律案」を閣議決定。同日に国会へ提出。
- H28.5.27 「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立（28.6.3 公布）し、政令で定める特別区が児童相談所を設置することが可能に。
- H28.7.15 区長会総会で、児童相談所の移管準備を進めるため、「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議」を設置することを確認。
- H28.9.16 区長会総会で、連絡調整会議で整理・とりまとめた「児童相談所の設置に係る

政府の支援に対する「設置希望区」からの要望」を了承。

- H28.11.15 区長会総会で、連絡調整会議で整理・とりまとめた以下の事項を了承。
- ①児童相談所を移管するに当たっての課題の抽出・整理
 - ②児童相談所の移管に向けた具体化の検討の再調整及び全体のロードマップ
- H28.11.28 正副会長等が川澄副知事と面会し、児童相談所の設置が円滑に進むよう、支援と協力を要請。
- H28.12.14 都が、2～3区の児童相談所設置計画の確認作業を先行して行うことにしてはどうかという「特別区の児童相談所の設置計画について（確認の進め方）（案）」を提示。
- H29.2.16 区長会総会で、都から提示された「特別区の児童相談所の設置計画について（確認の進め方）（案）」への対応について、世田谷区、荒川区、江戸川区の3区をモデル的確認実施区として、計画案の確認作業を開始するとともに、確認作業とは別に、都と設置希望区全体との協議の場の設置等を要請すること等を確認。
- H29.3.10 平成28年12月14日に都から提示のあった「特別区の児童相談所の設置計画について（確認の進め方）（案）」について、連絡調整会議の座長等から都に対して回答。
- H29.5.10 平成29年3月10日の特別区長会の回答を受けて、都から同年4月28日付で、児童相談所設置計画の確認の進め方等について回答があり、その内容について、連絡調整会議の座長等が説明を受けた。
- H29.6.7 3区（世田谷区・荒川区・江戸川区）の「児童相談所設置計画案のモデル的確認作業」がスタート。（江戸川区＝6/7、世田谷区＝6/16、荒川区＝6/21）

児童相談所の概要

1 設置の目的

- 子どもに関する家庭等からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境等の把握
- 個々の子どもや家庭に最も効果的な援助により子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護する

2 設置主体

- 都道府県・指定都市及び児童相談所設置市（横須賀市・金沢市）
- 全国209か所（平成28年4月1日現在） ※10月1日現在210か所

3 役割

- 児童に関する家庭その他からの相談のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずる。
 - 市町村間の連絡調整、情報の提供等必要な援助を行う。
- * 市町村は、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応じ、必要な調査及び指導を行う。

4 業務

- ① 市町村援助（市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整等必要な援助）
- ② 相談（家庭等の養育環境の調査や専門的診断を踏まえた子どもや家族に対する援助決定）
- ③ 一時保護
- ④ 措置（在宅指導、児童福祉施設入所措置、里親委託等） 等

5 職員

- 所長、児童福祉司、児童心理司、精神科医等（児童相談所の規模による）
- 全国の職員数：11,134人（平成28年4月1日現在）
〔（内訳）・ 児童福祉司 3,030人 ・ 児童福祉司スーパーバイザー 511人
・ 児童心理司 1,329人 ・ 医師 602人 ・ 保健師 101人 等〕

6 相談の種類と主な内容

- ① 養護相談・・・保護者の家出、失踪、死亡、入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
- ② 保健相談・・・未熟児、疾患等に関する相談
- ③ 障害相談・・・肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身・知的障害、自閉症等に関する相談
- ④ 非行相談・・・ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子ども等に関する相談
- ⑤ 育成相談・・・家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
- ⑥ その他

児童相談所での相談対応件数の推移

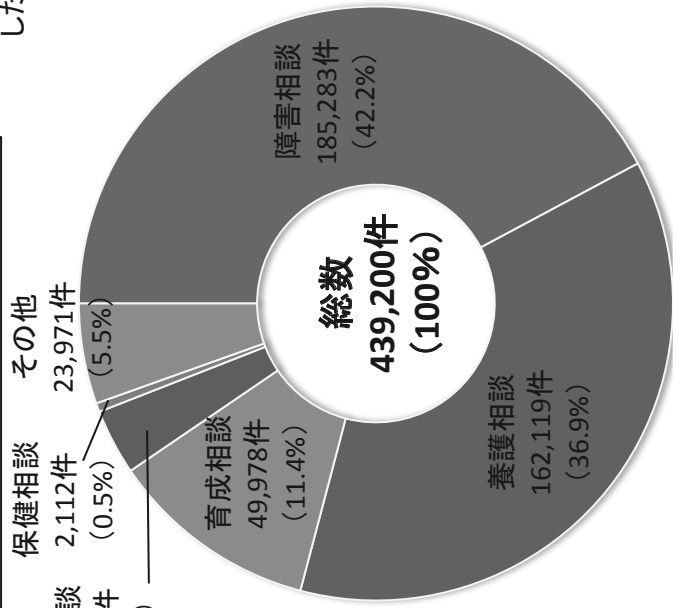
○ 平成27年度の児童相談所での相談対応件数は439,200件で、「障害相談」が全体の42.2%と最も多く、次いで「虐待相談」を含む「養護相談」が36.9%であり、「養護相談」については、相談別件数で唯一増え続けている。

	障害相談	養護相談	育成相談	非行相談	保健相談	その他	総 数
平成16年度	158,598(45.1%)	74,435(21.2%)	65,356(18.6%)	18,084(5.1%)	5,474(1.6%)	29,891(8.5%)	351,838(100.0%)
平成17年度	162,982(46.6%)	75,668(21.6%)	61,304(17.5%)	17,571(5.0%)	4,430(1.3%)	27,956(8.0%)	349,911(100.0%)
平成18年度	194,871(51.0%)	78,863(20.7%)	61,061(16.0%)	17,166(4.5%)	4,313(1.1%)	25,483(6.7%)	381,757(100.0%)
平成19年度	182,053(49.5%)	83,505(22.7%)	58,958(16.0%)	17,670(4.8%)	3,411(0.9%)	22,255(6.0%)	367,852(100.0%)
平成20年度	182,524(50.1%)	85,274(23.4%)	55,005(15.1%)	17,172(4.7%)	2,970(0.8%)	21,469(5.9%)	364,414(100.0%)
平成21年度	192,082(51.7%)	87,596(23.6%)	51,794(13.9%)	17,690(4.8%)	2,835(0.8%)	19,803(5.3%)	371,800(100.0%)
平成22年度	181,108(48.5%)	101,323(27.1%)	50,993(13.7%)	17,345(4.6%)	2,608(0.7%)	20,151(5.4%)	373,528(100.0%)
平成23年度	185,853(48.2%)	107,511(27.9%)	51,751(13.4%)	17,155(4.5%)	2,639(0.7%)	20,385(5.3%)	385,294(100.0%)
平成24年度	175,285(45.6%)	116,725(30.4%)	52,182(13.6%)	16,640(4.3%)	2,538(0.7%)	20,891(5.4%)	384,261(100.0%)
平成25年度	172,945(44.1%)	127,252(32.5%)	51,520(13.1%)	17,020(4.3%)	2,458(0.6%)	20,802(5.3%)	391,997(100.0%)
平成26年度	183,506(43.7%)	145,370(34.6%)	50,839(12.1%)	16,740(4.0%)	2,317(0.6%)	21,356(5.1%)	420,128(100.0%)
平成27年度	185,283(42.2%)	162,119(36.9%)	49,978(11.4%)	15,737(3.6%)	2,112(0.5%)	23,971(5.5%)	439,200(100.0%)

※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

平成27年度 相談種類別対応件数

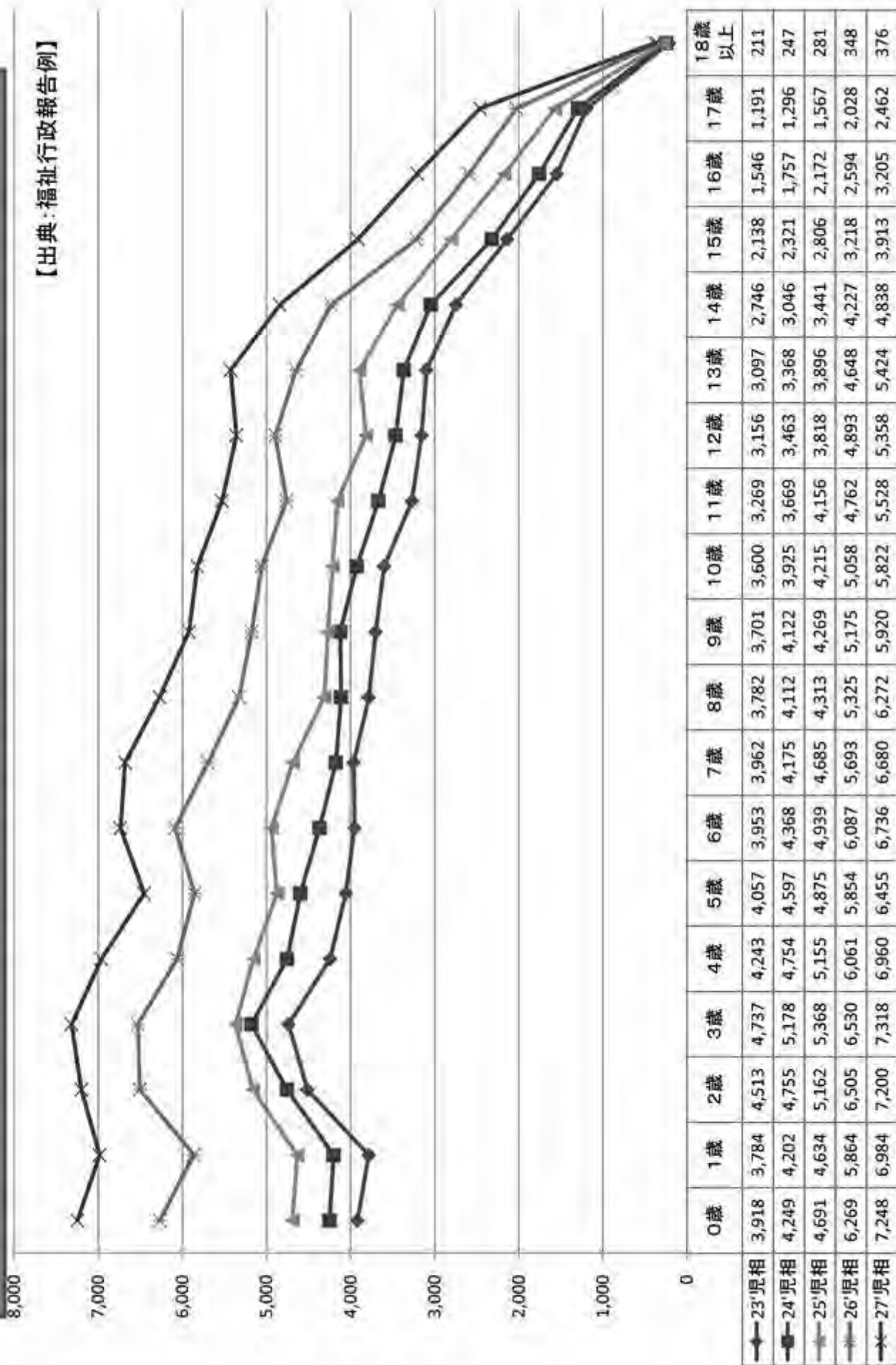
	うち虐待相談
平成16年度	33,408
平成17年度	34,472
平成18年度	37,323
平成19年度	40,639
平成20年度	42,664
平成21年度	44,211
平成22年度	56,384
平成23年度	59,919
平成24年度	66,701
平成25年度	73,802
平成26年度	88,931
平成27年度	103,286



【出典: 福祉行政報告例】

児童相談所の児童虐待相談受付件数 一年齢別ー

【出典：福祉行政報告例】



平成27年度 児童虐待相談対応の内訳

相談対応件数	103,286件	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		42,664件	44,211件	56,384件	59,919件	66,701件	73,802件	88,931件
一時保護	17,801件(17.2%)	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		10,869件 (25.5%)	10,682件 (24.2%)	12,673件 (22.5%)	13,251件 (22.1%)	14,891件 (22.3%)	15,487件 (21.0%)	16,816件 (18.9%)
施設入所等	4,570件(4.4%) *	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		4,162件 (9.8%)	4,031件 (9.1%)	4,436件 (7.9%)	4,499件 (7.5%)	4,496件 (6.7%)	4,465件 (6.0%)	4,785件 (5.4%)



内 訳															
児童養護施設 2, 536人				乳児院 753人				里親委託等 464人				その他施設 817人			
20 年度 2,563人	21 年度 2,456人	22 年度 2,580人	23 年度 2,697人	20 年度 679人	21 年度 643人	22 年度 728人	23 年度 713人	20 年度 282人	21 年度 312人	22 年度 389人	23 年度 439人	20 年度 638人	21 年度 620人	22 年度 739人	23 年度 650人
24 年度 2,597人	25 年度 2,571人	26 年度 2,685人		24 年度 747人	25 年度 715人	26 年度 785人		24 年度 429人	25 年度 390人	26 年度 537人		24 年度 723人	25 年度 789人	26 年度 778人	

○ 平成27年度の児福法第28条措置 承認件数 208件

* 平成27年度 児童虐待以外も含む施設入所等件数 11,521件

※平成22年度の相談対応件数、一時保護件数、施設入所等件数、児福法第28条措置承認件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

【出典：福祉行政報告例】

一時保護所の概要

1 設置の目的

一時保護所は、児童福祉法第12条の4に基づき児童相談所に付設もしくは児童相談所と密接な連携が保てる範囲内に設置され、虐待、置き去り、非行などの理由により子どもを一時的に保護するための施設。

2 設置主体

児童福祉法第12条の4に基づき、必要に応じて児童相談所に付設するもの。
全国に136か所(平成28年4月1日現在)設置されている。

3 費用

児童福祉法第53条に基づき、地方公共団体が支弁した費用の2分の1を国が負担する。

[補助率：国1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市1／2
29年度予算額：児童入所施設措置費等122,715,602千円の内数]

4 一時保護の具体例

(1) 緊急保護

- ア 棄児、家出した子ども等現に適当な保護者又は宿所がないために緊急にその子どもを保護する必要がある場合
- イ 虐待、放任等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合
- ウ 子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼし若しくはそのおそれがある場合

(2) 行動観察

適切かつ具体的な援助指針を定めるために、一時保護による十分な行動観察、生活指導等を行う必要がある場合

(3) 短期入所指導

短期間の心理療法、カウンセリング、生活指導等が有効であると判断される場合であって、地理的に遠隔又は子どもの性格、環境等の条件により、他の方法による援助が困難又は不適当であると判断される場合

5 対応件数(一時保護所内保護件数)

(平成27年度件数)

総 数	養 護	(うち、虐待)	障 害	非 行	育 成	その他
23,276	17,554	(11,607)	90	3,536	1,870	226

【出典：福祉行政報告例】

一時保護所の設備及び職員配置基準

1 根拠

児童福祉法施行規則第35条「児童養護施設に係る児童福祉施設最低基準(昭和23年省令)の規定を準用」

2 設備の基準

- (1) 児童の居室、相談室、調理室、浴室、便所を必置とする
- (2) 居室に関する条件

1居室定員	児童 ひとりあたり面積	乳幼児のみ 1居室定員	乳幼児のみ ひとりあたり面積	その他
4人以下	4.95㎡以上	6人以下	3.3㎡以上	年齢等に応じ男女の居室を別にする

(3) その他の設備条件

- ・便所 男子と女子を別(少数の児童を対象とする場合を除く)
- ・医務室及び静養室 児童30人以上の場合必置
- ・職業指導に必要な設備 児童の年齢、適性等に応じて設置

3 職員配置

(1) 必置とする職員

- ・児童指導員、嘱託医、保育士
- ・心理療法担当職員(※児童養護施設は心理療法を要する子ども又は保護者10人以上の場合に配置)
- ・個別対応職員(児童定員10人以下の場合は置かなくても可)(※児童養護施設は定員にかかわらず必置)
- ・栄養士(児童定員40人以下の場合は置かなくても可)
- ・調理員(調理全部委託の場合は置かなくても可)
- ・看護師(乳児が入所する場合は必置)
- ・職業指導員(実習設備を設けて職業指導を行う場合に必置)

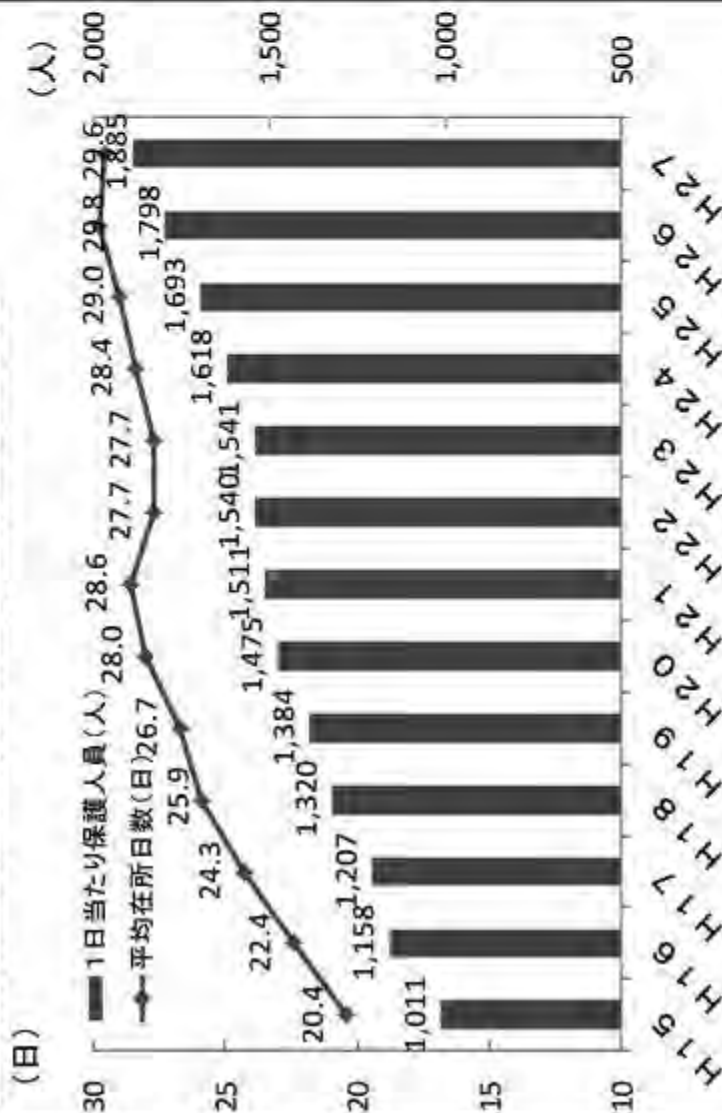
(2) 職員配置基準

児童指導員及び 保育士の総数	2歳未満幼児 1.6人につき 1人以上	2歳以上3歳未満幼 児2人につき 1人以上	3歳以上 幼児4人につき 1人以上	小学校始期以降児 童5.5人につき 1人以上	児童45人以上 入所の場合 更に1人以上
看護師	乳児1.6人につき1人以上(乳児入所の場合必置)				

一時保護所の現状

1日当たり保護人員及び平均在所日数

○ 保護人員、平均在所日数ともに増加傾向

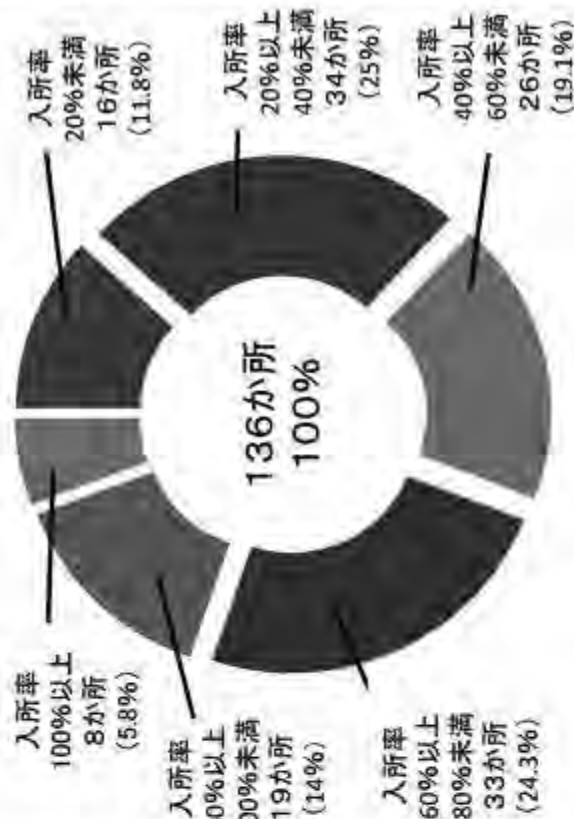


※平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値

【出典：福祉行政報告例】

年間平均入所率

○ 年間平均入所率は保護所により様々



※H27.1～12の間の一時保護所(136カ所)の平均入所率

【厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

児童福祉司の概要

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後

1 児童福祉司の位置づけ

都道府県・指定都市及び児童相談所設置市は、その設置する児童相談所に児童福祉司を置かなければならない。（児童福祉法第13条第1項等）

2 児童福祉司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

(1) 子ども、保護者等から子どもの福祉に関する相談に応じること

(2) 必要な調査、社会診断※を行うこと

※調査により、子どもや保護者等の置かれている環境、問題と環境の関連、社会資源の活用の可能性等を

明らかにし、どのような援助が必要であるかを判断するために行う診断

(3) 子ども、保護者、関係者等に必要な支援・指導を行うこと

(4) 子ども、保護者等の関係調整（家族療法など）を行うこと

3 児童福祉法第13条第3項に基づく任用の要件

○都道府県知事の指定する児童福祉司等養成校を卒業、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

○大学で心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科等を卒業し、指定施設で1年以上相談援助業務に従事したもの

○医師

○社会福祉士

○社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

○上記と同等以上の能力を有する者であって、厚生労働省令で定めるもの

4 児童福祉司（スーパーバイザーを含む。）任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第8項）

5 人数等

○ 全国の児童相談所（一時保護所含む）に 3,030名（平成28年4月1日現在）配置されている。

○ 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定める。（児童福祉法第13条第2項）

※政令で定める基準：児童福祉司は、各児童相談所の管轄地域の人口4万に1人以上配置することを基本とし、全国平均より虐待対応の発生率が高い場合には、業務量（児童虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。（平成30年度までの間は経過措置を設ける。）

児童心理司の概要

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後

1 児童心理司の位置づけ

児童相談所の所員の中には、心理に関する専門的な知識及び技術が必要とする指導をつかさどる所員（児童心理司）が含まなければならない。（児童福祉法第12条の3）

2 児童心理司の主な業務内容（児童相談所運営指針）

（1）子ども、保護者等の相談に応じ、診断面接、心理検査、観察等によって子ども、保護者等に対し心理診断※を行うこと

※面接、観察、心理検査等をもとに心理学的観点から援助の内容、方針を定めるために行う診断

（2）子ども、保護者、関係者等に心理療法、カウンセリング、助言指導等の指導を行うこと

3 児童心理司の要件（児童福祉法第12条の3）

○大学において心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者又はこれに準ずる資格を有する者

4 人数

全国の児童相談所（一時保護所含む）に 1,329名（平成28年4月1日現在）配置されている。

児童相談所における保健師の概要

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後

1 保健師の位置づけ

児童相談所の所員の中には、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員として、医師又は保健師が含まなければならない。（児童福祉法第12条の3）

2 保健師の主な業務内容（児童相談所運営指針）

- (1) 公衆衛生及び予防医学的知識の普及
- (2) 育児相談、1歳6か月児及び3歳児の精神発達面における精密健康診査における保健指導等、

障害児や虐待を受けた子ども及びその家族等に対する在宅支援

- (3) 子どもの健康・発達面に関するアセスメントとケア及び一時保護している子どもの健康管理
- (4) 市町村保健センターや医療機関との情報交換や連絡調整及び関係機関との協働による子どもや家族への支援

3 人数等

全国の児童相談所（一時保護所含む）に 101名（平成28年4月1日現在）配置されている。

※配置されている児童相談所数 71か所／209か所

指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の概要

※児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）による改正後

1 スーパーバイザーの位置づけ

他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司

（児童福祉法第13条第5項）

2 スーパーバイザーの主な業務内容（児童相談所運営指針）

児童福祉司及びその他相談担当職員に対し、専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導及び教育を行うこと

3 スーパーバイザーの要件

児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者でなければならない。（児童福祉法第13条第5項）

4 スーパーバイザー任用後の研修

児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。（児童福祉法第13条第8項）

※「児童福祉司」は、スーパーバイザーを含む

5 人数等

○ 全国の児童相談所（一時保護所含む）に511名（平成28年4月1日現在）配置されている。

○ 指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の数は、政令で定める基準※を参酌して都道府県が定める。

（児童福祉法第13条第6項）

※ 政令で定める基準：指導及び教育を行う児童福祉司（スーパーバイザー）の数は、児童福祉司（スーパーバイザー以外）5人につき1人以上であること【参酌基準】（児童福祉法施行令第3条第2項）

児童相談所における弁護士を活用状況等

1. 弁護士の活用状況（平成28年10月1日現在）		
※[]内は平成28年4月1日現在の児童相談所数		
(1) 常勤職員として弁護士を配置	4か所(1. 9%)	〔4か所〕
内訳：和歌山県 1か所（1名）、名古屋市 2か所（2名）、福岡市 1か所（1名）		
(2) 非常勤職員として弁護士を配置	41か所(19. 5%)	〔31か所〕
※常勤弁護士と非常勤弁護士の両方を配置している児相(1か所)を除く(当該児相は(1)に計上)。		
(3) 弁護士事務所や県弁護士会推薦の弁護士との契約など	165か所(78. 6%)	〔174か所〕
※非常勤弁護士を配置している児相(3か所)を除く(当該児相は(2)に計上)。		

【その他の10月以降に実施している新たな取組例】

- ・非常勤弁護士の勤務日数を週1日→週2日に変更している。
- ・児童福祉法第28条審判や親権喪失等の審判案件について、これまでの相談に加え、弁護士を代理人とする委託契約を締結している。
- ・県弁護士会と協議し、これまでの相談に加え、1～2回程度試行的に各児相での勤務を実施している。
- ・週1回の援助方針会議への出席をお願いしている。

【具体的な活用状況】

	①箇所数(配置割合(÷210か所))	②人数		箇所数 (割合(÷210か所))
常勤職員として配置	4か所(1. 9%)	4人	弁護士事務所との契約等 (計)	165か所(78. 6%)
非常勤職員(※)として配置	41か所(19. 5%)	62人	① 随時相談できる(定期的な相談を含む。)	105か所(50. 0%)
① 常勤的非常勤（勤務態様が常勤職員に準じる者）	2か所(1. 0%)	2人	② 定期的に相談する機会を設けている。	37か所(17. 6%)
② 週1日(別途、随時相談あり)	2か所(1. 0%)	2人	③ 不定期に相談する機会を設けている。	23か所(11. 0%)
③ 月2日以内(別途、随時相談あり)	24か所(11. 4%)	34人		
④ 不定期(随時)	15か所(7. 1%)	24人		

※ 非常勤職員とは、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の地方公務員であり、各自治体で規定する訓令等に基づき任命された職員

※ ①と④を併用している児童相談所(2か所)があるため、①～④の合計は計41か所と一致しない。

2. 平成29年4月に向けた弁護士活用の検討状況

	常勤職員として配置 (配置割合(÷210か所))		非常勤職員として配置 (配置割合(÷210か所))		弁護士事務所との契約等 箇所数 (割合(÷210か所))
	①箇所数	②人数	①箇所数	②人数	
平成28年10月1日	4か所(1.9%)	4人	41か所(19.5%)	62人	165か所(78.6%)
平成29年4月1日(予定)	6か所(2.9%)	6人	83か所(39.5%)	107人	121か所(57.6%)

※ 平成29年4月1日については調査時点(平成29年1月時点)における予定。

【雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

※ 平成29年4月1日については調査時点(平成29年1月時点)における予定。

【雇用均等・児童家庭局総務課調べ】

1. 社会的養護の現状 (1)施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約4万5千人。

里親	家庭における養育を 里親に委託		登録里親数	委託里親数	委託児童数	ファミリー ホーム		養育者の住居において家庭 養護を行う(定員5～6名)	
	区分 (里親は 重複登 録有り)	養育里親						ホー ム 数	287か所
		専門里親							
		養子縁組里親	3,450世帯	233世帯	222人			委託児童数	1,261人
		親族里親	505世帯	495世帯	712人				

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児 短期治療施設	児童自立支援 施設	母子生活支援 施設	自立援助 ホーム
対 象 児 童	乳児(特に必要な 場合は、幼児を含 む)	保護者のない児童、 虐待されている児 童その他環境上養 護を要する児童 (特に必要な場合 は、乳児を含む)	軽度の情緒障害 を有する児童	不良行為をなし、 又はなすおそれの ある児童及び家 庭環境その他の 環境上の理由に より生活指導等を 要する児童	配偶者のない女 子又はこれに準ず る事情にある女子 及びその者の監 護すべき児童	義務教育を終了し た児童であって、 児童養護施設等 を退所した児童等
施 設 数	136か所	603か所	46か所	58か所	232か所	143か所
定 員	3,877人	32,613人	1,708人	3,686人	4,740世帯	934人
現 員	2,901人	27,288人	1,264人	1,395人	3,330世帯 児童5,479人	516人
職員総数	4,661人	17,046人	1,024人	1,847人	2,051人	586人

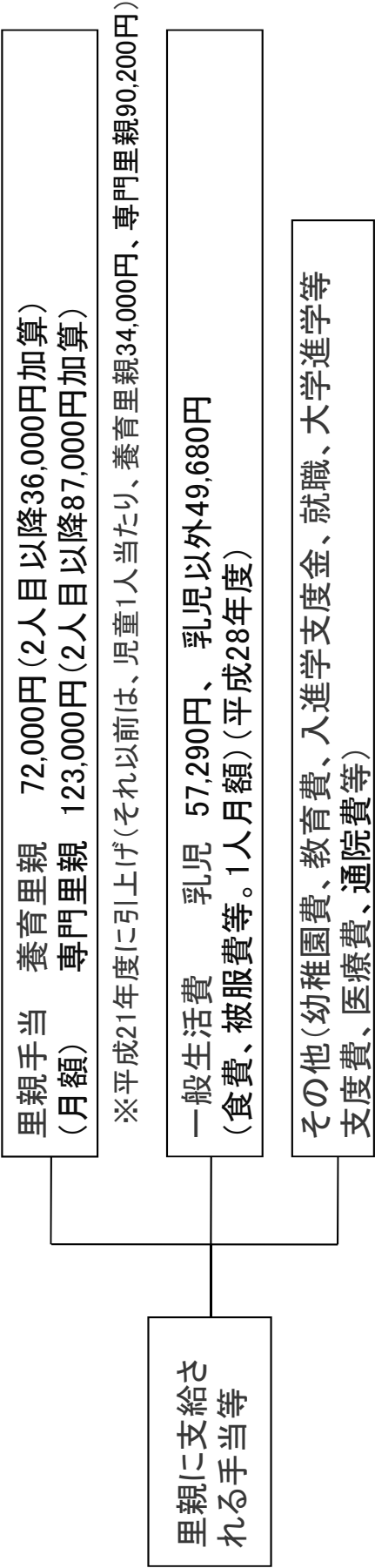
小規模グループケア	1,305か所
地域小規模児童養護施設	354か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例(平成28年3月末現在)
 ※施設数、ホーム数(FH除く)、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設
 のか所数は家庭福祉課調べ(平成28年10月1日現在)
 ※職員数(自立援助ホームを除く)は、社会福祉施設等調査報告(平成27年10月1日現在)
 ※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ(平成27年3月1日現在)
 ※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

里親制度の概要

- 里親は、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させると不適当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
- ・平成14年度に親族里親、専門里親を創設、
 - ・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」を「養子縁組を希望する里親」等と法律上区分
 - ・平成21年度から、養育里親と専門里親について、里親研修を充実

種類	養育里親		養子縁組を希望する里親	親族里親
	要保護児童	専門里親		
対象児童		次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと



乳児院の概要

1. 目的

乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第37条）

- ＜対象児の具体例＞
- ・ 父母が死亡、行方不明となっている乳児
 - ・ 父母が養育を放棄している乳児
 - ・ 父母が疾病等父母による養育が困難な乳児

2. 設置・認可について

乳児院をはじめとする児童福祉施設の設置については、児童福祉法第35条に規定。

※児童福祉施設とは以下の施設を指す（児童福祉法第7条）

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

18

3. 乳児院への入所について

虐待の通告があった児童等について、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所による措置（行政処分）により乳児院に入所することとなる。

※平成25年2月に実施した在籍児童の調査より、虐待を受けたことのある児童の割合35.5%（児童養護施設入所児童等調査）

4. 施設数、定員、現在員の状況

※施設数、定員・現員は家庭福祉課調べ（28.10.1現在）

施設数	定員	現員（充足率）
136か所	3,877人	2,901人（74.8%）

5. 費用補助について

以下により費用負担、補助を行っている。

- ・ 施設整備費：次世代育成支援対策施設整備交付金により補助（次世代育成支援対策推進法第11条第1項）
- ・ 運営費：児童入所施設措置費等国庫負担金により費用負担（児童福祉法第53条）

児童養護施設の概要

1. 目的

児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）を、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第41条）

＜対象児の具体例＞ ・ 父母が死亡、行方不明となっている児童

・ 父母等から虐待を受けている児童

・ 父母が養育を放棄している児童

2. 設置・認可について

児童養護施設をはじめとする児童福祉施設の設置については、児童福祉法第35条に規定。

※児童福祉施設とは以下の施設を指す（児童福祉法第7条）

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、

児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター

19 3. 児童養護施設への入所について

虐待の通告があった児童等について、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所による措置（行政処分）により児童養護施設に入所することとなる。

※平成25年2月に実施した在籍児童の調査より、虐待を受けたことのある児童の割合59.5%（児童養護施設入所児童等調査）

4. 施設数、定員、現在員の状況

※施設数、定員・現員は家庭福祉課調べ（28.10.1現在）

施設数	定員	現員（充足率）
603か所	32,613人	27,288人（83.7%）

5. 費用補助について

以下により費用負担、補助を行っている。

・ 施設整備費：次世代育成支援対策施設整備交付金により補助（次世代育成支援対策推進法第11条第1項）

・ 運営費：児童入所施設措置費等国庫負担金により費用負担（児童福祉法第53条）

児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）の概要

（平成28年5月27日成立・6月3日公布）

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

改正の概要

1. 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されることが等の権利を有することを明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

2. 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

20 3. 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士との配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

（検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

施行期日

平成29年4月1日（1、2（3）については公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）については平成28年10月1日）

I 児童福祉法の理念の明確化等

○ 全ての児童が健全に育成されるよう、児童を中心に、その福祉の保障等の内容を明確化する。

(1) 児童の福祉を保障するための原理の明確化

■ 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等の権利を有することを明確化。(児童福祉法)

(2) 家庭と同様の環境における養育の推進

■ 国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援するものとする。ただし、家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずるものとする。(児童福祉法)

(3) 国・地方公共団体の役割・責務の明確化

- 国・地方公共団体の役割・責務を次のように明確化。(児童福祉法)
- ① 市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行う。
 - ② 都道府県は、市町村の業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言や適切な援助を行うとともに、専門的な知識・技術や広域的な対応が必要な業務を適切に行う。
 - ③ 国は、市町村・都道府県の業務が適正かつ円滑に行われるよう、児童が適切に養育される体制の確保に関する施策、市町村・都道府県に対する助言、情報提供等の必要な各般の措置を講じる。

(4) しつけを名目とした児童虐待の防止

■ 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。(児童虐待防止法)

Ⅱ 児童虐待の発生予防

- 妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援等を通じて、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・逡減する。

(1) 子育て世代包括支援センターの法定化

- 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置するよう努めるものとする。(母子保健法)(☆)
 - ※ 平成27年度実施市町村数：138市町村 → 平成28年度実施市町村数(予定)：251市町村
 - ※ 法律上は、「母子健康包括支援センター」という名称。

(2) 支援を要する妊婦等に関する情報提供

- 支援を要すると思われる妊婦や児童・保護者を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。(児童福祉法)(☆)

(3) 母子保健施策を通じた虐待予防等

- 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資するものであることに留意しなければならない旨を明記。(母子保健法)(☆)

* (☆)の事項は、「児童虐待防止対策強化プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に記載。次頁以降も同じ。

Ⅲ 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- 児童の安全を確保するための初期対応等が迅速・的確に行われるよう、市町村や児童相談所の体制や権限の強化等を行う。

(1) 市町村における支援拠点の整備

- 市町村は、児童等に対する必要な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。(児童福祉法)

(2) 市町村の要保護児童対策地域協議会の機能強化

- 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。(児童福祉法)(☆)
※ 現行は、要保護児童対策調整機関における専門職(児童福祉司たる資格を有する者、保健師等)の配置は努力義務であり、1,387市区町村(80.4%)が配置済。(平成27年4月1日)
- 調整機関に配置される専門職は、国が定める基準に適合する研修を受けなければならないものとする。(児童福祉法)

(3) 児童相談所設置自治体の拡大

- 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。(児童福祉法)
※ 現行法上、政令で定める市(現在、横須賀市・金沢市)は児童相談所を設置するものとされており、政令で定める特別区についてもこれと同様とする。
- 政府は、改正法の施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(4) 児童相談所の体制強化

- ①児童心理司、②医師又は保健師、③スーパーバイザー（他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司）を配置するものとする。（児童福祉法）（☆）
- ※ 児童福祉司の配置標準について、区域内の人口等に加え、児童虐待相談対応件数を考慮するものとする。（児童福祉法・同法施行令）
- ※ 専門職の配置充実を促進するため、厚生労働省において、「児童相談所強化プラン」を策定。
- 児童福祉司（スーパーバイザーを含む）は、国の基準に適合する研修を受講しなければならないものとする。（児童福祉法）
- ※ 社会福祉主事を児童福祉司に任用する場合、任用前の指定講習会を受講させなければならないものとする。（児童福祉法）
- 児童相談所設置自治体は、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切かつ円滑に行うため、弁護士との配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。（児童福祉法）

(5) 児童相談所の権限強化等

- 児童相談所から市町村への事案送致を新設。（児童福祉法・児童虐待防止法）
- ※ 現行は、市町村から児童相談所への事案送致のみ規定。
- ※ 併せて、児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、共通基準による初期評価に基づく役割分担を明確化。これにより、漏れのない対応を確保。
- 臨検・捜索について、再出頭要求を経ずとも、裁判所の許可状により、実施できるものとする。（児童虐待防止法）（☆）
- ※ 現行は、保護者が立入調査を拒むことに加え、再出頭要求にも応じないことが要件。
- 児童相談所・市町村から被虐待児童等に関する資料等の提供を求められた場合、地方公共団体の機関に加え、医療機関、児童福祉施設、学校等が当該資料を提供できる旨を規定。（児童虐待防止法）（☆）
- 政府は、改正法の施行後速やかに、要保護児童を適切に保護するための措置に係る手続における裁判所との関与の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（改正法附則）

(6) 通告・相談窓口等

- 政府は、改正法の施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方や、児童福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るための方策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。（改正法附則）

IV 被虐待児童への自立支援

○ 被虐待児童について、親子関係再構築支援を強化するとともに、施設入所や里親委託の措置が採られることとなった場合には、個々の児童の状況に応じた支援を実施し、将来の自立に結びつける。

(1) 親子関係再構築支援

- 親子関係再構築支援は、関係機関等が連携して行わなければならない旨を明記。(児童福祉法)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除する際に、都道府県(児童相談所)が委託した民間団体等が必要な助言を実施できるようにする。(児童虐待防止法)(☆)
- 施設入所や里親委託等の措置を解除された児童について、関係機関等が連携して、児童の継続的な安全確認を行うとともに、保護者への相談・支援を実施するものとする。(児童虐待防止法)

(2) 里親委託等の推進

- 里親支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(☆)
- 養子縁組里親を法定化し、研修の義務化、欠格要件や都道府県による名簿の登録について規定。(児童福祉法)(☆)
- 養子縁組に関する相談・支援について、都道府県(児童相談所)の業務として位置付け。(児童福祉法)(☆)
- 政府は、改正法の施行後速やかに、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。(改正法附則)

(3) 18歳以上の者に対する支援の継続

- 一時保護中の18歳以上の者等について、20歳に達するまでの間、新たに施設入所等措施を行えるようにするとともに、その保護者に対する面会・通信制限等の対象とする。(児童福祉法・児童虐待防止法)
- 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加。(児童福祉法)(☆)

※ 現行は、20歳未満の児童養護施設退所者等が対象。

※ 併せて、施設入所等措施を受けていた者について、18歳(措置延長の場合は20歳)到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討。

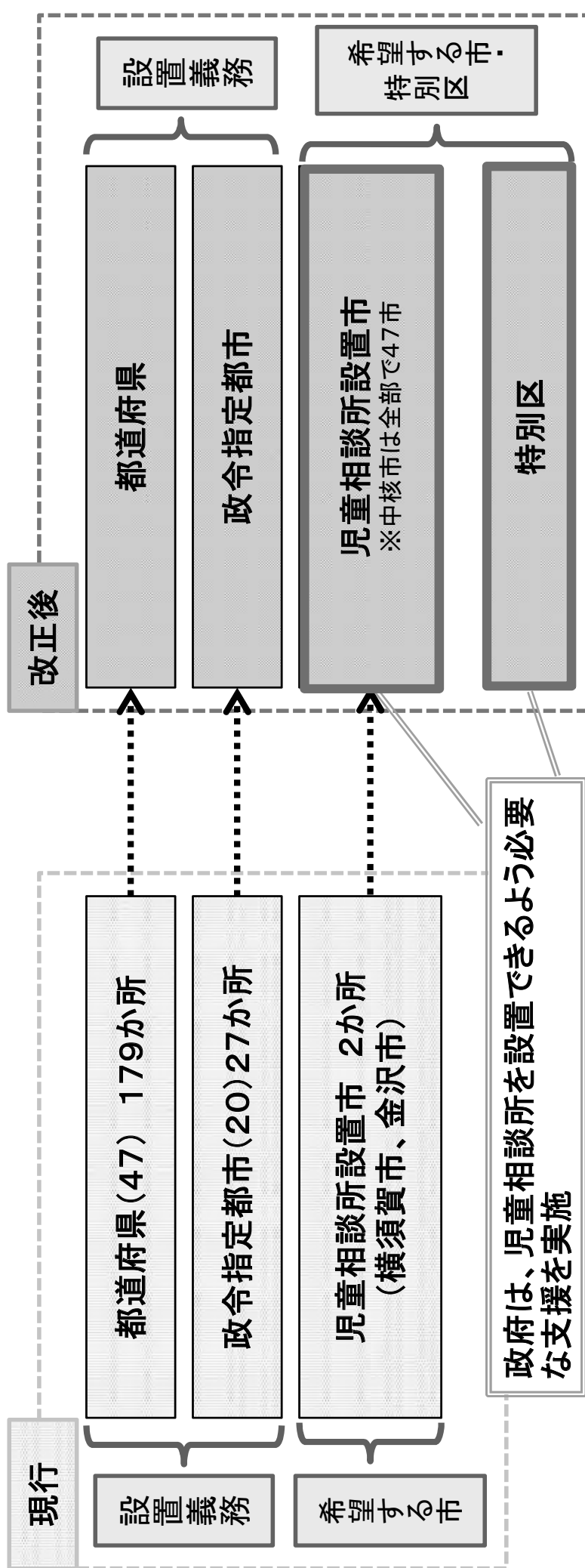
児童相談所設置自治体の拡大【平成29年4月施行・児童福祉法】

考え方

- 平成16年改正で、中核市(※)は児童相談所を設置することができるようになったが、横須賀市・金沢市の2市にとどまり、設置が進んでいない。 ※ 法律上は中核市以外の一般市でも設置可能。
- 特別区は、改正前の法律においては、政令による指定を受けて児童相談所を設置することができない。

改正法による対応

- 政令で定める特別区(希望する特別区の要請に応じて指定)は、政令による指定を受けて児童相談所を設置するものとする。
- 政府は、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、施行後5年を目途として、必要な支援を実施する。



※ 希望する市区から、政令指定の要請があった際には、国は、希望市区における事務遂行体制、都道府県との連携体制等を確認の上、政令指定する。

児童相談所の体制強化

【平成28年10月施行（※）・公布日施行】

（※研修義務付けは平成29年4月施行）

考え方

- 児童虐待の相談対応件数は増加が続く一方、児童の心理、健康・発達や、法律に関する専門的知識・技術等を要する複雑・困難なケースも増加している。



業務量に見合った児童相談の体制や専門性を確保する必要がある。

改正法による対応

- 都道府県は、児童相談所に、①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司（スーパーバイザー）を置くとともに、弁護士配置又はこれに準ずる措置（※）を行う。

※ 法改正による制度面での強化と併せて、財政面でも「児童相談所強化プラン」を策定し地方交付税措置の拡充を行う。

※ 「弁護士の配置に準ずる措置」とは

- 弁護士を配置することと実質的に同等であると客観的に認められる措置である必要。
 - ・都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等を想定。
 - ・単に法令事務の経験を有する行政職員を配置すること等は含まれない。

- 児童福祉司（スーパーバイザーを含む）について、国の基準に適合する研修の受講を義務付け。

※ 併せて、社会福祉主事を児童福祉司として任用する場合には、任用前の指定講習会の受講を義務付け。

＜新たに児童相談所に配置する専門職の任用要件＞

	児童心理司	指導・教育担当の児童福祉司
任用の要件	・精神保健に関する学識経験を有する医師 ・大学において心理学を専攻した者	・概ね5年以上、児童福祉司としての勤務経験を有する者

児童相談所強化プラン(概要)

(平成28年4月25日厚生労働省児童虐待防止対策推進本部決定)

1. 目的

「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」(平成27年12月21日子どもの貧困対策会議決定)に基づき、児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、「児童相談所強化プラン」を策定する。(平成28年度から31年度まで)

2. 内容

①専門職の増員等

- 児童相談所の専門職を大幅に増員。
- 児童福祉司の配置標準について、人口に加え、虐待相談対応を考慮。
- 弁護士配置を積極的に推進。

②資質の向上

- 児童福祉司、スーパーバイザーの研修受講を義務化。
- 児童福祉司に任用される社会福祉主事の任用前講習受講を義務化。

③関係機関との連携強化等

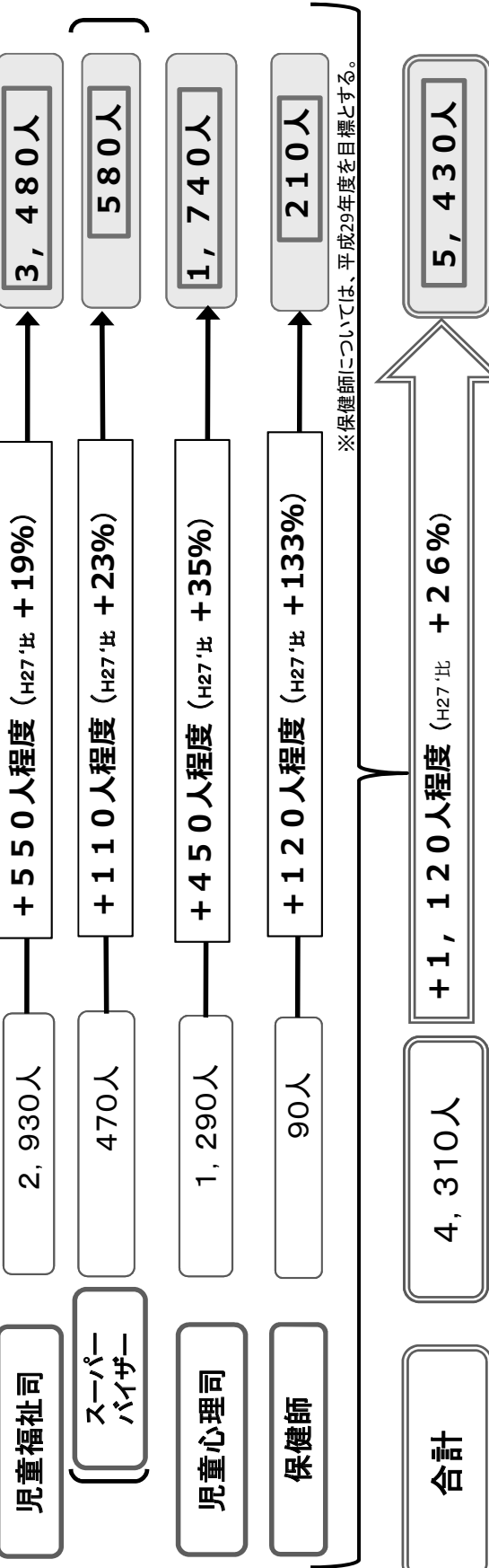
- アセスメントツール(共通基準)を作成し、児童相談所と市町村の役割分担を明確化。
- 市町村における要保護児童対策地域協議会の設置を徹底。調整機関に専門職を置き研修受講を義務化。
- 警察と連携し、人事交流や研修等を推進。

3. 専門職の増員目標

平成27年度実績

(強化プラン期間4年間)

平成31年度目標



※保健師については、平成29年度を目標とする。

※児童相談所の人員体制強化に当たり、上記専門職以外の職員の一部(450人程度)を専門職に振り替える(全体で670人程度の純増)。

児童福祉司の配置標準の見直しについて

- 児童相談所における児童福祉司の配置標準は、児童福祉法施行令に規定。今般の児童福祉法の改正（改正児童福祉法第13条第2項）等を踏まえ、これを改正する予定。
 - 平成28年10月からは、以下を予定。
 - ①各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。
 - ②全国平均より虐待相談対応の発生率が高い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。
- ※平成27年度の全国の児童相談所における児童福祉司の配置実態を踏まえ、経過措置を設ける予定。

現行 児童福祉司の担当区域の標準 = 人口 おおむね4～7万人



改正後 児童福祉司の配置数の標準 = ① + ② 以上

※交通事情等を考慮

① 児童相談所の管轄地域の人口 / 4万人

+

全国平均の虐待相談対応発生率 ÷ 0.1%

② $\left[\frac{\text{各児童相談所の虐待相談対応件数} - \text{各児童相談所管轄地域の人口} \times \frac{1}{40}}{\frac{\text{全国の虐待相談対応件数}}{\text{全国の人口}}} \right] \times \frac{1}{40}$

- ※ 各年度における配置標準は、人口は直近の国勢調査の数値を、虐待相談対応件数は前々年度の福祉行政報告例の数値を用いて算定。
- ※ 各児童相談所の虐待相談対応発生率が、全国平均の虐待相談対応発生率よりも高い場合のみ、①に②を加えて得た数を標準とする。
- ※ ②の「1 / 40」は、平均的な児童福祉司の虐待相談に係る持ちケース数（年間約40ケース（雇用均等・児童家庭局総務課調べ））を踏まえたもの。

児童福祉司の配置標準の経過措置について

児童福祉司の配置標準については、平成28年10月から

- ①各児童相談所の管轄地域の人口4万人に1人以上を配置することを基本とする。
 - ②全国平均より虐待相談対応の発生率が高い場合には、業務量（虐待相談対応件数）に応じて上乗せを行う。
- こととなるが、各都道府県、指定都市、児童相談所設置市の現在の児童福祉司の配置状況等を勘案し、以下のとおり①の人口要件について経過措置を設けることとする。



スーパーバイザー、児童心理司、保健師の配置標準等について

- 今般の児童福祉法改正により、平成28年10月以降、児童相談所に、①スーパーバイザー（他の児童福祉司の指導・教育を行う児童福祉司）、②児童心理司、③医師又は保健師を配置するとされたことに伴い、職種ごとの配置に係る基準等を児童福祉法施行令等において定める予定。

①スーパーバイザー（改正児童福祉法第13条第5項第6項）

- 児童福祉司（スーパーバイザー以外）5人につき1人のスーパーバイザーを配置することとする。（参酌基準。児童福祉法施行令に規定予定。）

②児童心理司（改正児童福祉法第12条の3第6項第1号）

- 児童福祉司2人につき1人以上の児童心理司を配置することとする。（児童相談所運営指針を改訂予定。）

③医師又は保健師（改正児童福祉法第12条の3第6項第2号）

- 医師又は保健師を1人以上配置することとする。

児童福祉司の任用資格取得過程

主任児童福祉司任用後の研修を義務化

主任児童福祉司

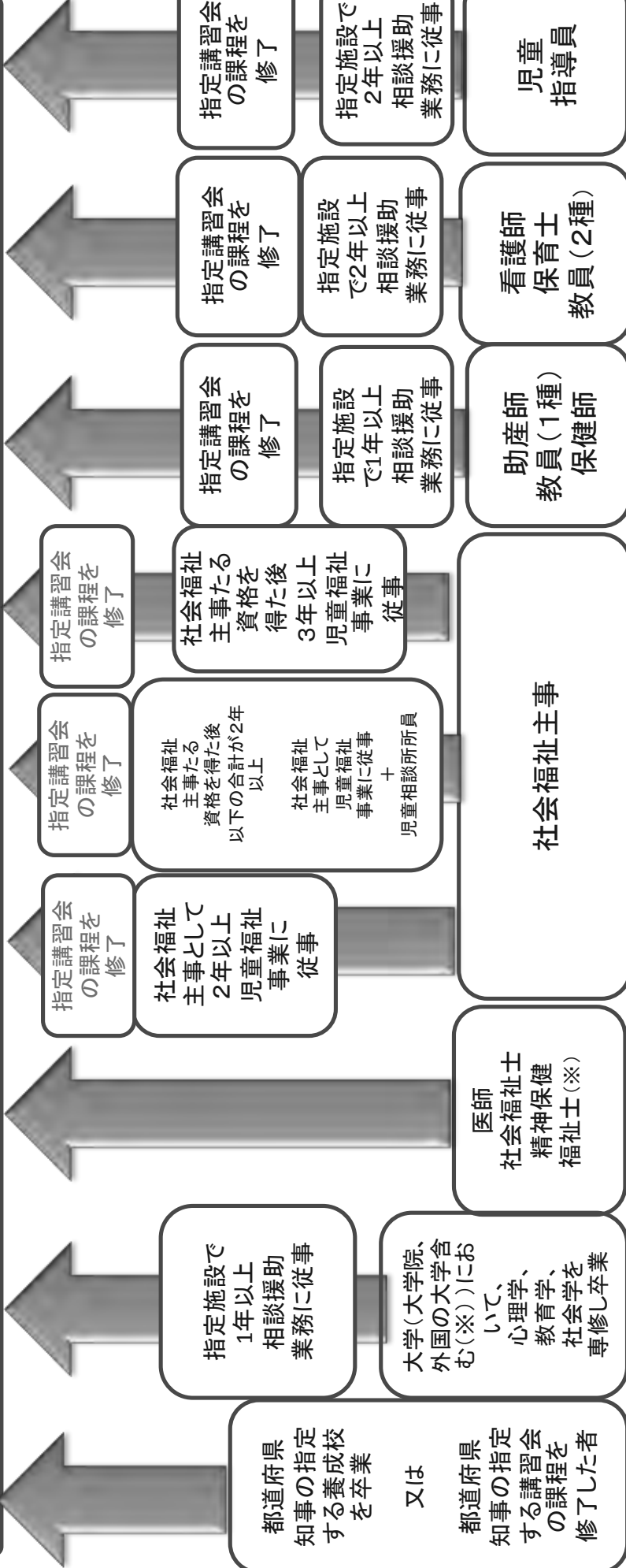
5年以上の児童福祉司経験者

任用後の研修受講を義務化

児童福祉司

都道府県等による任用

兒童福祉司任用資格



第13条
第2項第1号

※第13条第2項第5号に該当。

弁護士配置について

○ 児童相談所においては、児童虐待相談対応件数の増加が続く、また、法的に複雑・難しい対応を要するケースも増加していることから、児童の安全と健全な成長を確保するため、法律に関する専門的な知識・経験を要する業務について、迅速・的確に対応していくことが求められる。

※ 法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務の具体的な例としては、

- ・民法や家事審判法などの専門領域に関する法的知識に基づき、法第28条の措置や親権停止・喪失の審判の申立て等の手続に関する助言・指導等
- ・警察からの捜査関係事項照会への対応
- ・保護者が弁護士をつけた場合に児童相談所も法的に対等な立場で対抗し保護者を指導すること
- ・法第28条の措置や親権停止・喪失の審判の申立て等に反対している保護者や児童福祉司の指導に応じない保護者に対し法的知識を前提に説得的な指導を行うこと等が考えられる。

○ このため、今般の児童福祉法改正により、平成28年10月から、児童相談所設置自治体は、児童相談所に弁護士を配置することとされ、これが難しい場合には、弁護士の配置に「準ずる措置」を行うこととされている。

※ 「準ずる措置」とは、法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務を適切・円滑に行う観点から、弁護士の配置と実質的に同等であると客観的に認められる必要があり、例えば、都道府県ごとに、区域内の人口等を勘案して中央児童相談所等に適切な数の弁護士を配置し、弁護士が配置されていない児童相談所との間における連携・協力を図ること等を想定している。

なお、単に法令事務の経験を有する行政職員等の配置は、「準ずる措置」には含まれない。

(参考: 法的機能対応強化事業 平成28年度予算額: 児童虐待・DV対策等総合支援事業73億円の内数)

○ 事業内容: 児童相談所による弁護士等を活用して業務を行う場合に補助を行う。

- (1) 児童虐待等の相談を受理した際、必要に応じて法的対応に関する助言や関係者との調整を行う。
- (2) 法的申立てを行うなど、司法的対応が必要となる場合に、保護者等、家庭裁判所及び関係機関との調整を行う。
- (3) 臨検・捜索に係る許可状の請求を家庭裁判所に対し行う。等

○ 補助対象: 非常勤職員として弁護士を配置した場合や、弁護士事務所と契約等した場合の報酬・謝金等。

○ 補助割合: 国 1/2 ・ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 1/2

○ 補助基準額 (児童相談所1か所当たり)

(平成27年度) 約56万円/年 → (平成28年度予算) 308万円/年

里親委託の推進

【平成29年4月施行・児童福祉法】

- 里親制度に対する社会的認知度が低く、委託可能な登録里親が少ない。
- 児童相談所が虐待対応業務に迫われ、里親委託の業務に十分関わることができず、個別の里親への支援が行き届いていない。

➡ 里親制度の普及促進及び里親支援の拡充が必要。

改正法による対応

- 家庭と同様の環境における養育推進の理念を明確化。
- 里親制度の広報啓発等による里親開拓から、里親と児童のマッチング、里親に対する訪問支援等による自立支援まで、一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として法定。

○里親等委託率の推移及び目標値

(※) 少子化社会対策大綱（平成27年3月閣議決定）における目標値

H22年度末	H23年度末	H24年度末	H25年度末	H26年度末	H31年度末	H41年度末
12.0%	13.5%	14.8%	15.6%	16.5%	22.0%(※)	概ね33%

改正法を踏まえ、特別養子縁組の位置付け等について今後検討

○里親等への委託の推進及び児童養護施設等の小規模化を推進するための「都道府県推進計画」の内容等に関する調査結果（平成28年3月末日現在）

	平成27年4月1日	平成31年度	平成36年度	平成41年度
里親・ファミリーホームへの委託児童の割合	15.8%	20.2%	24.7%	30.8%
グループホーム入所児童の割合	7.9%	11.6%	17.1%	24.8%
本体施設入所児童の割合	76.4%	68.2%	58.1%	44.5%
合計	100%	100%	100%	100%

※国が目標としている「概ね33%」に満たない目標設定にとどまっている自治体については、より一層の取組が必要。

児童相談所設置に向けた支援策について

支援実施の必要性

- 平成28年5月に成立した「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成28年法律第63号）」（以下「改正法」という。）において、児童相談所の設置主体として新たに「政令で定める特別区」が追加され、平成29年4月1日より施行される。
また、改正法の附則において「政府は、この法律の施行後5年を目途として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されている。
- 児童相談所の設置準備においては、専門人材の確保・育成、一時保護所の整備・運営や児童相談所設置市としての業務を行う上での体制など、様々な事項の検討が必要であるが、市区のみで検討するのではなく、厚生労働省及び都道府県等による設置支援も必要である。
- このため、現時点における、児童相談所の設置に向けた支援策をまとめたので、これらを参考に設置に向けた検討を進めていただきたい。

支援策の具体的な内容

- ◆ 中核市・特別区等の児童相談所設置に係る国の支援策…………… 資料 1
- ◆ 中核市・特別区等の児童相談所設置に係る都道府県等の支援策…………… 資料 2

財政面における支援策（参考資料 1）

○平成29年度予算案において、以下に掲げる取組に必要な経費を計上している。

①児童相談所設置準備等に係る補助職員の配置

（主な内容）

児童相談所の設置準備に伴う事務手続、関係機関や地域住民との調整等の業務に対応する補助職員の配置。

②児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置

（主な内容）

市区の職員が、児童相談所に派遣され、実務を通じて児童相談所の業務を学ぶ間に、当該職員等の代替として業務を行う職員の配置。

③研修専任コーディネーターの配置

（主な内容）

都道府県等が義務研修等の講師の依頼、場所の確保、日程調整、修了証の作成、受講者名簿の作成及び管理等、研修等を円滑に実施するための事務手続全般を担当職員の配置。

④その他

以下の職員（非常勤）についても配置を充実。

- ・保護者指導を行う者
- ・弁護士
- ・安全確認を行う者 等

制度・運用面における支援策

○児童相談所の設置に向けて、準備を円滑に進めるための取組を促す以下に掲げる支援を行う。

①児童相談所設置のためのマニュアルの作成（参考資料 2）

（主な内容）

児童相談所の設置準備から、開設までの流れを網羅的に把握できるよう必要な整理事項をまとめた、児童相談所設置のためのマニュアルを今年度中に作成。

②児童福祉司等の義務化された研修の実施（参考資料 3）

（主な内容）

平成29年4月から実施される、児童福祉司等の義務化された研修について、「子ども家庭福祉人材の専門性確保ワーキンググループ」においてカリキュラム等を作成。

③児童福祉司の任用資格要件の見直し（参考資料 4）

（主な内容）

児童福祉法第13条第3項第2号に規定する「厚生労働省令で定める施設」に都道府県・市区町村における子育て支援担当部局を含めるなど、対象施設の拡大を行い、児童福祉司の任用資格要件の緩和を検討。

④児童相談所設置までのロードマップ（例）

・児童相談所設置市の政令指定の仕組み（参考資料 5・6）

（主な内容）

児童相談所設置の検討を進める際に留意すべき事項をまとめたロードマップを作成するとともに、児童相談所設置市として政令指定を受ける際の仕組みを作成。

現行の児童相談所・一時保護所に対する財政措置

(参考資料 1)

	整備費	運営費	補助（非常勤）職員経費
児童相談所	○一般財源 ※平成18年度一般財源化	○一般財源 ※昭和60年度一般財源化	○国庫補助金 ※児童虐待・DV対策等支援事業費補助金 ◆補助単価 ・保護者指導を行う者（児童相談所1か所あたり） 1,506千円(H28') ⇒ 3,528千円 (H29予算案) ・非常勤医師（1 都道府県あたり） 2,085千円(H28') ⇒ 2,085千円 (H29予算案) ・非常勤弁護士（児童相談所 1 か所あたり） 3,080千円(H28') ⇒ 7,822千円 (H29予算案) ・安全確認を行う者（児童相談所 1 か所あたり） 12,555千円(H28') ⇒ 12,813千円 (H29予算案) ・研修専任コーディネーター（1 都道府県市あたり） 4,271千円 (H29予算案)【新規】 ・児童相談所設置準備に係る補助職員（1 市区あたり） 2,172千円 (H29予算案)【新規】 ・児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員（1 市区あたり） 1,303千円 (H29予算案)【新規】 ◆補助率：1 / 2 ◆予算額：73億円の内数 (H28') ⇒ 154億円の内数 (H29予算案)
一時保護所	○国庫補助金 ※次世代育成支援対策施設整備交付金 ◆補助単価(H28') 定員 1 人あたり242万円 (A地域 東京等) ◆補助率：1 / 2 相当 (平成28年度 2 次補正予算において補助率 2 / 3 相当に引き上げ) ◆予算額：57億円の内数(H28') ⇒ 66億円の内数 (H29予算案)	○国庫負担金 ※児童入所施設措置費等国庫負担金 ◆補助単価(H28') 1 か所あたり4,618万円 (東京都特別区定員30人の場合) ※定員数により単価が異なる ◆負担率：1 / 2 ◆予算額：1,140億円の内数 (H28') ⇒ 1,227億円の内数 (H29予算案)	○国庫補助金 ※児童虐待・DV対策等支援事業費補助金 ◆補助単価(H29予算案) ・学習指導協力員 ・障害等援助協力員 ・トラブル対応協力員 ・専門的ケア対応協力員 ・一時保護委託付添協力員 ◆補助率：1 / 2 ◆予算額：73億円の内数 (H28') ⇒ 154億円の内数 (H29予算案) 児童相談所 1 か所あたり 1,635千円×実施協力員数

**平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業
(児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究)**

背景・目的	改正児童福祉法においては、児童相談所の設置主体として、政令で定める特別区も児童相談所を設置できることとなった。 また、指定都市以外の市については、平成16年改正により設置することができることとなったが、横須賀市・金沢市の2市にとどまり、設置が進んでいない。 これまで児童相談所を設置した自治体からは、開設に向けて苦労した点として、 ・ どのような準備が必要であるか ・ 開設までのスケジュール ・ 都道府県と必要となる調整事項 ・ 設置後に必要な体制 ・ 運営費用 など が分からなかったことが挙げられており、市において設置が進まない要因の一つとなっていると考えられる。 このため、設置に向けての検討を進めるに必要な参考資料として活用いただけるよう、児童相談所設置のためのマニュアルを作成する。
研究内容	近年、児童相談所を設置した、横須賀市、金沢市などの自治体の担当者に対しヒアリングを行い、設置準備から、開設までの流れを網羅的に把握できるよう必要な整理事項をまとめた、児童相談所設置のためのマニュアルを今年度中に作成する。
実施者	(福)恩賜財団母子愛育会 愛育研究所

子ども家庭福祉人材の専門性確保WG (児童福祉司等の義務化された研修の骨子案について)

(参考資料3)

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG（座長 山縣文治：関西大学教授）」により議論・検討が進められ、以下に示す骨子案が取りまとめられた。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司 スーパーバイザー研修	要保児童対策調整機関 専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
時間数等	30時間（90分×20コマ） 講義を中心に演習と一体的に 実施	30時間（90分×20コマ） 演習を中心に講義と一体的に 実施	28.5時間（90分×19コマ） 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間（90分×19コマ） 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 （修業期間は概ね1月以内）	5日間程度 （修業期間は概ね6月以内）	OJTをはさんで前期3日程 度、後期3日程程度 （修業期間は概ね6月以内）	5日間程度、または3日程度を 2回 （修業期間は概ね6月以内）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の 修了	振り返り（レポート作成等）、修了証の交付、修了の記録（修了者名簿等による管理）			

児童福祉司任用前講習会			児童福祉司任用後研修			児童福祉司スーパーバイザー研修			要保護児童対策調整機関専門職研修		
番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本(講義)	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本(演習)	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1							13	子どもの所属機関の役割と連携	1
									14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計		20コマ【30時間】	合計		20コマ【30時間】	合計		19コマ【28.5時間】	合計		19コマ【28.5時間】

※ 1コマ＝90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

児童福祉司の任用資格要件の見直し

現行の取扱

- 社会福祉士及び介護福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設
- 精神保健福祉士法第7条第4号の厚生労働省令で定める施設

・保健所、市町村保健センター
・児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、障害児通所支援事業
・病院、診療所
・身体障害者更生相談所、身体障害者福祉センター
・精神保健福祉センター
・救護施設、更生施設
・福祉事務所、市町村社会福祉協議会
・婦人相談所、婦人保護施設
・知的障害者更生相談所
・老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
・母子・父子福祉センター
・介護保険施設、地域包括支援センター
・障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業を行う施設
・広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
・保護観察所、更生保護施設
・発達障害者支援センター 等

- 上記に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

※ 「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」(平成17年2月25日雇児発第0225003号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知) において以下の施設を指定。

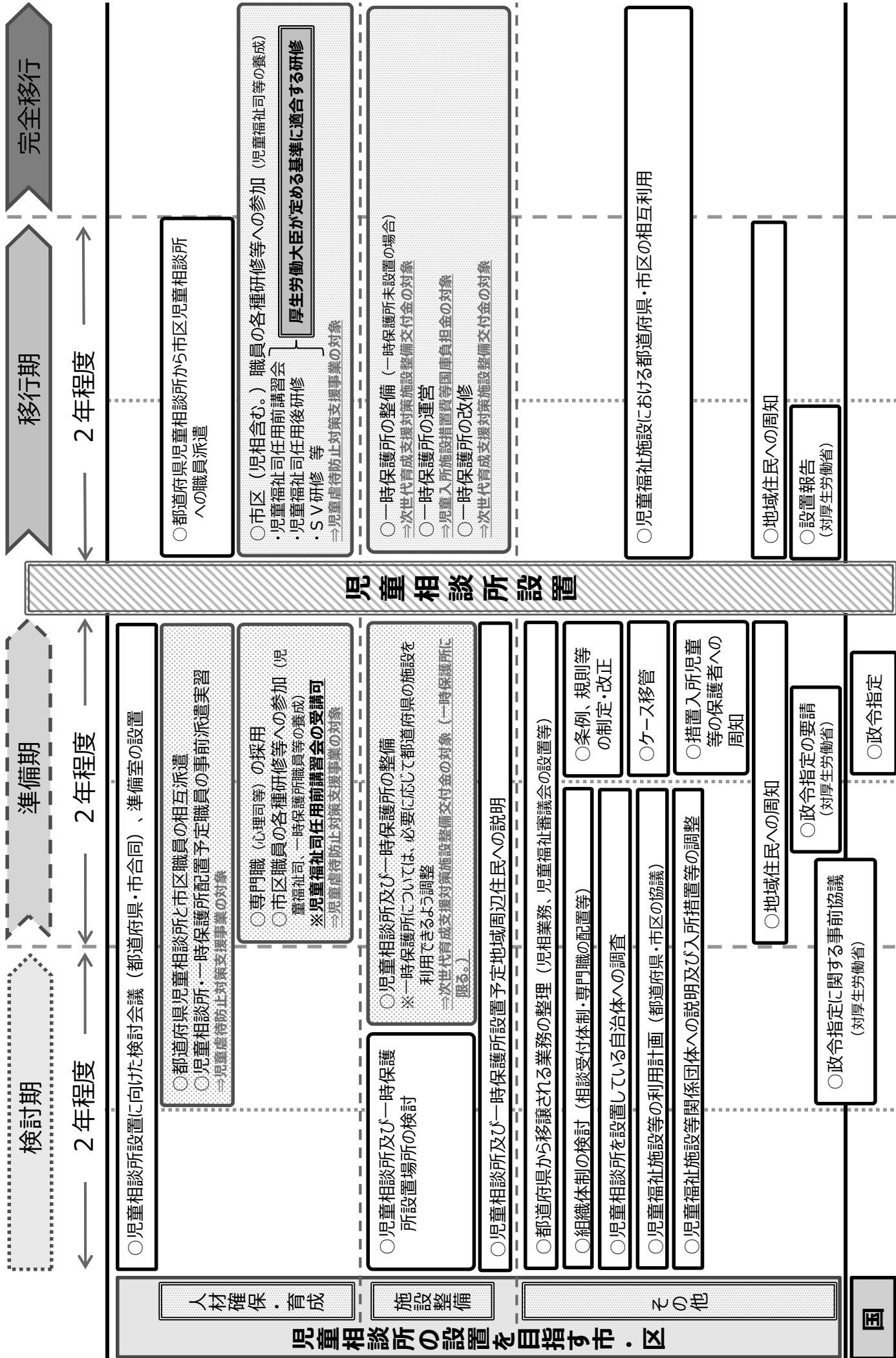
・乳児院、保育所

対象施設の拡大に向けた検討状況

- 上記通知を改正し、「厚生労働大臣が認める施設」に、都道府県・市区町村における子育て支援担当部局を追加する方向で検討中。※対象となる業務についてもあわせて検討中。

児童相談所設置までのロードマップ（例）

（参考資料 5）



児童相談所設置市の政令指定の仕組み

概要

- 児童福祉法第59条の4第1項に規定する「児童相談所を設置する市として政令で定める市」(「児童相談所設置市」)の政令指定については、政令指定を希望する市からの要請により、国において希望市における事務遂行体制や希望市と都道府県の連携体制等について支障がないことを確認した上で、行うこととしている。
- 児童相談所設置市の政令指定は、これまで横須賀市、金沢市、熊本市に対し実施している。(ただし、熊本市は平成24年4月から指定都市へ移行)

市からの要請

国における確認

政令指定

- 国における確認は、以下の(1)～(3)についての希望市からの報告に基づき行うものとする。

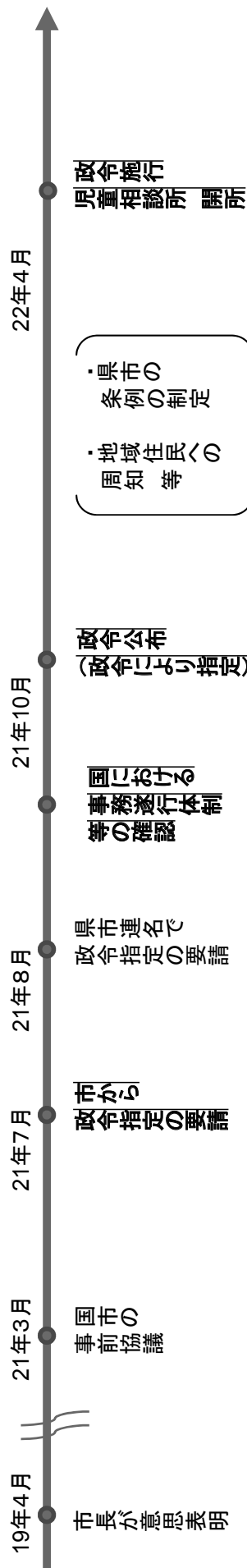
(1) 希望市における事務遂行体制の確保
希望市において、事務を一貫して遂行するための人的体制の整備や児童福祉施設の確保等が見込まれていること。

(2) 希望市と都道府県との連携体制の確保
一時保護や児童福祉施設の入所等に関する広域的な調整、児童相談所立ち上げ当初の支援、特に高度な専門的知識及び技術を要する相談への対応などに関して、都道府県が適切に希望市に助言又は援助を行う体制が確保されると見込まれていること。

(3) 希望市と都道府県との協議状況について
(1)及び(2)について、希望市と都道府県とが十分に協議を実施しており、希望市の児童相談所設置市への移行後も、児童福祉行政の円滑な実施が見込まれることを都道府県においても確認していること。

「児童相談所を設置する市について」(平成20年8月29日雇児総発第0829001号雇用均等・児童家庭局総務課長通知)抜粋

政令指定までの流れ (熊本市の事例、主に国・市の関係)



※その他、平成18年度から県市で交流職員派遣や連絡会議等の開催により、児童相談所設置市としての事務遂行体制や都道府県との連携体制を確保。

中核市・特別区等における児童相談所設置に係る都道府県等の支援策

現状

- 平成16年の児童福祉法等の改正において、都道府県・指定都市に加え、指定都市以外の児童相談所の設置を希望する市についても、設置できることとされているが、現在児童相談所を設置している市は横須賀市・金沢市の2市にとどまっている。
- 児童虐待相談対応件数の増加が続くとともに、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部において児童相談所を中心にしたきめ細かな対応が求められていることから、平成28年の児童福祉法等の改正により、新たに特別区も児童相談所を設置できることとされた。
- 市や区が、新たに児童相談所を設置する場合、専門人材の確保や育成に関するノウハウの修得が極めて困難であるなどの課題があり、その解決には、すでに児童相談所を設置している都道府県等の支援・協力が不可欠である。

都道府県等で考えられる具体的な支援・協力

- ◆ 専門人材の確保・育成
 - ・市区における児童相談所設置準備から設置後に至るまでの都道府県等職員と市区職員の相互派遣
 - ・市区職員を含めた研修等の実施
- ◆ 児童相談所及び一時保護所の整備・運営
 - ・児童相談所及び一時保護所の整備・運営に関する助言
- ◆ その他
 - ・都道府県等と市区合同の協議体等の設置
 - ・社会的養護に関する助言
 - ・児童相談所設置市の業務内容に関する助言 等

※今後、上記の内容を含め、児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力依頼を都道府県等にさせていただく予定。

2. 特別区が児童相談所を担うと

※ 資料中、児童福祉司・児童心理司の職員数と一時保護所の定員は、「特別区児童相談所事務移管モデル」で算出したものである。

▽ 現行体制上の課題・問題点

◇ 相談件数や困難事例の増加等により、児童福祉司が不足している

◇ 一時保護所の定員が不足している

◇ 児童相談所と子ども家庭支援センターの狭間に落ちるケースがある

◇ 通告・相談先が2カ所あるため、わかりにくい

◇ 二元体制により、時間のロスと認識に温度差が生じる

▽ 特別区が目指すがた

◎ 児童相談所を23区すべてに設置！

* 児童相談所 7カ所 ⇒ 23カ所

◎ 児童福祉司・児童心理司の配置を充実！

* 児童福祉司 約120人 ⇒ 約220人
* 児童心理司 約 50人 ⇒ 約 90人

◎ 一時保護所の定員を拡充！

* 一時保護所の定員 約150人 ⇒ 約260人

◎ すべての相談に対応！

【相談受理件数】 55, 450件 (H24)

○ 児童相談所

26, 113件 (47%)

○ 子ども家庭支援センター

29, 337件 (53%)

各区が設置する児童相談所で、すべての相談に対応

◎ 法的措置から家庭復帰後までの一貫した対応！

○ 区で受理したケースで、「判定」、「臨検・捜索」、「一時保護」、「入所措置」など、法的権限等が必要となる場合は、児童相談所に送致

○ 家庭復帰等により、児童相談所の援助終了後、区に移管

各区が設置する児童相談所で、法的措置から家庭復帰後まで、一貫して対応

① 児童相談体制の充実・強化

児童福祉司・児童心理司の配置の充実、一時保護所の定員拡充、広域自治体としての東京都との連携（時に高度な専門的知識及び技術を要する相談に関する技術的援助や助言等）により、児童相談体制の充実・強化を図る。

② 責任や窓口の明確化

区民や関係機関から通告・相談先がわかりやすくなり、児童相談所が身近に。また、通告などの情報の錯綜をなくし、責任と窓口の所在を明確にする。

③ 一貫した支援体制の構築

虐待の未然防止をはじめ、早期発見、相談・調査・保護・再統合、その後の見守り、里親・養護施設など社会的養護の必要な子どもへの対応等、切れ目のない一貫した支援体制を構築する。

④ 総合的なアプローチの実施

保健所、保育園、学校、障害福祉所管課、福祉事務所など、区の関係部署が連携した幅広い支援体制を組んで、総合的なアプローチを実施する。

⑤ 地域全体による見守り体制の充実

区民に身近な特別区が、地域の関係機関と連携することで、子どもの状況を的確に把握しながらきめ細かな対応を行い、見守り体制の充実を図る。

平成 27 年 1 2 月 2 5 日

社会保障審議会児童部会
新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会
委員長 松原 康雄 様

特別区長会会長
荒川区長 西川 太一郎

新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会
報告案（たたき台）について

平成 27 年 1 1 月 2 7 日の第 3 回新たな子ども家庭福祉のあり方に関する専門委員会において、「報告案（たたき台）」（以下「報告案」という。）が提示されました。松原康雄委員長をはじめ委員各位のご努力に対し、心より敬意を表します。

報告案では、子どもの権利保障を児童福祉法に位置づけることのほか、国・都道府県・基礎自治体の役割と責任の再整理と明確化、支援対象者の年齢見直し、職員の配置・任用要件の明確化や指導的職員の資格創設、里親制度等の社会的養護の充実強化など、新たな子ども家庭福祉の構築に向けた多岐にわたる提言が行われています。

なかでも、新たな子ども家庭支援体制の整備において、基礎自治体に子ども家庭支援の拠点を整備する必要があるとし、東京都の特別区などに設置されている子ども家庭支援センター等がそのモデルとなりえると述べています。

これまで特別区は、区民に身近な基礎自治体として、子ども家庭支援センターを中心に、東京都や区の関係部署（保健所、保育園、学校、障害福祉所管課、福祉事務所など）を含めて、児童委員・民生委員、町会・自治会、警察署等の地域の関係機関との連携のもと、地域全体で子どもと家庭を見守っていく体制の構築に懸命に取り組み、成果をあげています。

言うまでもなく、子どもと家庭への支援は、住民に身近な場所で行われることが必要であり、一つの相談事例の中には、複合的な問題が潜んでいることが多く、住民生活に密着した基礎自治体が果たす役割は極めて重要であります。子ども家庭支援センターにおけるこれまでの経験を踏まえると、基礎自治体に支援拠点を整備することは、子どもや家庭への支援に、より迅速に、また適切に対応できる体制を整えることになり、大変大きな意義があるものであり、高く評価しております。

さらに、報告案では、児童相談所設置自治体を中核市及び特別区に拡大するものとし、第一段階として、特別区も児童相談所を設置できるよう法改正することが提言されています。これは、子どもと家庭への支援は、本来、その生活が営まれている身近な地域でなされるべきであるとの考え方に基づき、基礎自治体に子ども家庭支援拠点を整備するとともに、児童相談所機能を持つ機関の拡大を企図するものであり、これまでの特別区の取組と実績を適切に評価していただいたものと深く感謝しております。

前述のとおり、特別区は、子ども家庭支援センターを中心に児童福祉の実績を着実に積み重ねてきております。また、人口規模の小さな特別区も含め、すべての区で中核市の業務である保健所の設置、運営を行い、児童相談所を担うだけの実力は備えているものと考えております。

加えて、23区相互及び東京都との間において、数多くの連携の蓄積もあり、十分な準備と移行期間があれば、児童相談所の移管は可能であると考えております。

今後も特別区は、東京都との連携のもと、子ども家庭支援センターで培ってきた経験と実績のうえに、新たな子ども家庭支援福祉像を実現するべく全力で取り組んでいく所存でありますので、是非、報告案の提言に沿って、児童相談所設置自治体を拡大する方向で検討を進めていただきますよう、お願い申し上げます。

中 核 市 市 長
各 施行時特例市市長 殿
特 別 区 区 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

児童相談所設置に向けた検討及び都道府県との協議について（依頼）

児童相談所の設置に関しては、現行法上、設置主体が都道府県・指定都市・児童相談所を設置する市として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）とされておりますが、児童相談所における児童虐待相談対応件数は、一貫して増加し、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部においてきめ細やかな対応が求められています。こうしたことから、児童相談所の設置を促進するため、平成 28 年 6 月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号）（以下「児童福祉法等改正法」という。）において、希望する特別区も、政令による指定を受けて児童相談所を設置できるとされ、児童福祉法等改正法の附則において「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 22 第 1 項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されました。

このため、厚生労働省においては、平成 29 年度予算案で、児童相談所の設置を希望する市及び特別区（以下「市区」という。）が、都道府県・指定都市・児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が設置する児童相談所に職員を研修派遣する間の代替職員や児童相談所設置準備に伴い増加する業務に対応するための補助職員の雇用費用等を盛り込むとともに、平成 28 年度の調査研究事業において児童相談所の設置マニュアルを作成するなどの支援を講じることとしております。

今後、厚生労働省におきましては、各市区との情報共有を密に図るとともに、児童相談所設置に向けた課題を整理し、財政面・制度面における必要な支援を検討することとしておりますので、各市区におかれましては、児童相談所設置に向けた検討を進めていただくとともに、都道府県との児童相談所設置に向けた協議を実施していただきますようお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言です。

1. 児童相談所設置自治体の拡大の趣旨・経緯

平成 16 年の児童福祉法の改正により、児童相談所の設置を希望する市は、政令で個別に指定を受けることにより、児童相談所を設置することができることとされました。この改正の背景としては、児童と家庭に関する相談について市町村の役割を強化する中で、中核市程度の人口規模等を有する自治体について児童相談所を設置することにより、

- ・ 子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となること
- ・ 中核市は保健所設置市でもあり、保健福祉にわたる総合的サービスの提供も可能となる

ことから、その設置を図ることが適当であるとされた一方、こうした自治体における児童相談所の設置については、専門性の確保等の課題があること等から、地域の実情に応じ、段階的に進めていくことが必要であることを踏まえ、政令で指定した市は児童相談所を設置できることとしたものです。

今般の改正においては、特別区についても、

- ・ 多くの特別区が人口について中核市と同様の規模を有しており、児童と家庭に関する重篤な問題の発生も多いこと
- ・ 子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となり、かつ、保健所を設置する主体であり保健福祉にわたる総合的なサービスの提供が可能となること

から、事務遂行体制等が確保されるものであれば、児童相談所の設置を希望する特別区についても、市と同様、国が政令で指定できることとされました。

2. 児童相談所設置に向けた主な支援策について

① 財政面における支援策（別紙 1）

- ・ 児童相談所設置準備等に係る補助職員の配置に要する費用への補助
- ・ 児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員の配置に要する費用への補助
- ・ 研修専任コーディネーターの配置に要する費用への補助
- ・ 一時保護所の整備に要する費用への補助 等

② 制度面における支援策

- ・ 児童相談所設置マニュアルの作成（別紙 2）
- ・ 児童福祉司等の義務化された研修の実施（別紙 3）
- ・ 児童福祉司の任用資格要件の見直し（別紙 4）
- ・ 児童相談所設置までのロードマップ（例）の作成（別紙 5）

③ その他

各都道府県・指定都市・児童相談所設置市宛てに市区における児童相談所設置に向けた協力を依頼（別紙 6）

3. 児童相談所設置に向けた検討状況の報告

各市区におかれましては、別に定めるところにより、児童相談所設置に向けた検討状況を厚生労働省までご報告をお願い致します。

4. 留意事項

本通知中の「2. 児童相談所設置に向けた主な支援策について」において記載している支援策は、市区における児童相談所の設置促進を図るための現在の支援等をまとめたものであり、今後、市区と意見交換等を実施し、児童相談所設置に向けた課題等を整理した上で、必要な支援策を検討したいと考えております。

なお、児童相談所設置に向けた検討状況につきましては、今後、定期的に報告を依頼させていただく予定ですので、ご協力をお願い致します。

また、人材確保・育成や一時保護所の整備については、児童虐待・DV対策総合支援事業国庫補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用いただきますようお願い致します。

以上

現行の児童相談所・一時保護所に対する財政措置

(別紙 1)

	整備費	運営費	補助（非常勤）職員経費
児童相談所	○一般財源 ※平成18年度一般財源化	○一般財源 ※昭和60年度一般財源化	○国庫補助金 ※児童虐待・DV対策等支援事業費補助金 ◆補助単価 ・保護者指導を行う者（児童相談所1か所あたり） 1,506千円(H28') ⇒ 3,528千円 (H29予算案) ・非常勤医師（1都道府県あたり） 2,085千円(H28') ⇒ 2,085千円 (H29予算案) ・非常勤弁護士（児童相談所1か所あたり） 3,080千円(H28') ⇒ 7,822千円 (H29予算案) ・安全確認を行う者（児童相談所1か所あたり） 12,555千円(H28') ⇒ 12,813千円 (H29予算案) ・研修専任コーディネーター（1都道府県市あたり） 4,271千円 (H29予算案)【新規】 ・児童相談所設置準備に係る補助職員（1市区あたり） 2,172千円 (H29予算案)【新規】 ・児童相談所の業務を学ぶ間の代替職員（1市区あたり） 1,303千円 (H29予算案)【新規】 ◆補助率：1／2 ◆予算額：73億円の内数 (H28') ⇒ 154億円の内数 (H29予算案)
一時保護所	○国庫補助金 ※次世代育成支援対策施設整備交付金 ◆補助単価(H28') 定員1人あたり242万円 (A地域 東京等) ◆補助率：1／2相当 (平成28年度2次補正予算において補助率2／3相当に引き上げ) ◆予算額：57億円の内数(H28') ⇒ 66億円の内数 (H29予算案)	○国庫負担金 ※児童入所施設措置費等国庫負担金 ◆補助単価(H28') 1か所あたり4,618万円 (東京都特別区定員30人の場合) ※定員数により単価が異なる ◆負担率：1／2 ◆予算額：1,140億円の内数 (H28') ⇒ 1,227億円の内数 (H29予算案)	○国庫補助金 ※児童虐待・DV対策等支援事業費補助金 ◆補助単価(H29予算案) ・学習指導協力員 ・障害等援助協力員 ・トラブル対応協力員 ・専門的ケア対応協力員 ・一時保護委託付添協力員 ◆補助率：1／2 ◆予算額：73億円の内数 (H28') ⇒ 154億円の内数 (H29予算案) 児童相談所1か所あたり 1,635千円×実施協力員数

平成28年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 (児童相談所設置のためのマニュアル作成に関する調査研究)

背景・目的	改正児童福祉法においては、児童相談所の設置主体として、政令で定める特別区も児童相談所を設置できることとなった。 また、指定都市以外の市については、平成16年改正により設置することができることとなったが、横須賀市・金沢市の2市にとどまり、設置が進んでいない。 これまで児童相談所を設置した自治体からは、開設に向けて苦労した点として、 ・ どのような準備が必要であるか ・ 開設までのスケジュール ・ 都道府県と必要となる調整事項 ・ 設置後に必要な体制 ・ 運営費用 など が分からなかったことが挙げられており、市において設置が進まない要因の一つとなっていると考えられる。 このため、設置に向けての検討を進めるに必要な参考資料として活用いただけるよう、児童相談所設置のためのマニュアルを作成する。
研究内容	近年、児童相談所を設置した、横須賀市、金沢市などの自治体の担当者に対しヒアリングを行い、設置準備から、開設までの流れを網羅的に把握できるよう必要な整理事項をまとめた、児童相談所設置のためのマニュアルを今年度中に作成する。
実施者	(福)恩賜財団母子愛育会 愛育研究所

子ども家庭福祉人材の専門性確保WG (児童福祉司等の義務化された研修の骨子案について)

(別紙3)

改正児童福祉法を踏まえ義務化された、平成29年4月から実施される児童福祉司等に対する研修の内容については、「子ども家庭福祉人材の専門性確保WG（座長 山縣文治：関西大学教授）」により議論・検討が進められ、以下に示す骨子案が取りまとめられた。

	児童福祉司任用前講習会	児童福祉司任用後研修	児童福祉司スーパーバイザー研修	要保護児童対策調整機関専門職研修
到達目標	知識、態度について 82項目	知識、技術、態度について 151項目	知識、技術、態度について 87項目	知識、技術、態度について 219項目
時間数等	30時間（90分×20コマ） 講義を中心に演習と一体的に実施	30時間（90分×20コマ） 演習を中心に講義と一体的に実施	28.5時間（90分×19コマ） 演習15コマ、講義4コマ	28.5時間（90分×19コマ） 講義13コマ、演習6コマ
研修期間	5日間程度 （修業期間は概ね1月以内）	5日間程度 （修業期間は概ね6月以内）	OJTをはさんで前期3日程度、後期3日程度 （修業期間は概ね6月以内）	5日間程度、または3日程度を2回 （修業期間は概ね6月以内）
実施主体	都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は研修を適切に実施すると認められる団体として都道府県等から委託を受けた法人 ※スーパーバイザー研修については、平成29年度は試行的実施			
講師	講師は各科目を教授するのに適当な者であること			
研修の修了	振り返り（レポート作成等）、修了証の交付、修了の記録（修了者名簿等による管理）			

児童福祉司任用前講習会				児童福祉司任用後研修				児童福祉司スーパーバイザー研修				要保護児童対策調整機関専門職研修			
番号	科目	コマ数	番号	科目	コマ数	番号	科目	番号	科目	コマ数	番号	科目	番号	科目	コマ数
1	子どもの権利擁護	1	1	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	4	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	子どもの権利擁護と子ども家庭福祉の現状・課題	1	1	子どもの権利擁護と倫理	1	子どもの権利擁護と倫理	1
2	子ども家庭福祉における倫理的配慮	1	2	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	2	スーパービジョンの基本(講義)	2	スーパービジョンの基本(講義)	1	2	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1
3	子ども家庭相談援助制度及び実施体制	1	3	児童相談所における方針決定の過程	1	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	3	子ども家庭支援のためのケースマネジメント	2	3	要保護児童対策地域協議会の運営	2	要保護児童対策地域協議会の運営	2
4	子どもの成長・発達と生育環境	2	4	社会的養護における自立支援	3	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	4	子どもの面接・家族面接に関する技術	1	4	会議の運営とケース管理	1	会議の運営とケース管理	1
5	ソーシャルワークの基本	1	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	3	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	5	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	1	5	児童相談所の役割と連携	1	児童相談所の役割と連携	1
6	子ども家庭支援のためのケースマネジメントの基本	3	6	行政権限の行使と司法手続き	2	6	行政権限の行使と司法手続き	6	行政権限の行使と司法手続き	1	6	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2	子ども家庭相談の運営と相談援助のあり方	2
7	児童相談所における方針決定の過程	1	7	子ども虐待対応	4	7	子ども虐待対応	7	子ども虐待対応	4	7	社会的養護と市区町村の役割	1	社会的養護と市区町村の役割	1
8	社会的養護における自立支援	2	8	非行対応	2	8	非行対応	8	非行対応	1	8	子どもの成長・発達と生育環境	1	子どもの成長・発達と生育環境	1
9	関係機関(市区町村を含む)との連携・協働と在宅支援	2				9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	9	社会的養護における自立支援とファミリーソーシャルワーク	2	9	子どもの生活に関する諸問題	1	子どもの生活に関する諸問題	1
10	行政権限の行使と司法手続き	1				10	スーパービジョンの基本(演習)	10	スーパービジョンの基本(演習)	3	10	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2	子ども家庭支援のためのソーシャルワーク	2
11	子ども虐待対応の基本	3				11	子どもの発達と虐待の影響、子どもたちの生活に関する諸問題	11	子どもの発達と虐待の影響、子どもたちの生活に関する諸問題	1	11	子ども虐待対応	3	子ども虐待対応	3
12	非行対応の基本	1				12	ソーシャルワークとケースマネジメント	12	ソーシャルワークとケースマネジメント	1	12	母子保健の役割と保健機関との連携	1	母子保健の役割と保健機関との連携	1
13	障害相談・支援の基本	1									13	子どもの所属機関の役割と連携	1	子どもの所属機関の役割と連携	1
											14	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1	子どもと家族の生活に関する法と制度の理解と活用	1
合計 20コマ【30時間】			合計 20コマ【30時間】			合計 19コマ【28.5時間】			合計 19コマ【28.5時間】			合計 19コマ【28.5時間】			

※ 1コマ＝90分 ※ 科目の番号は講義、演習の順番を表すものではない。

児童福祉司の任用資格要件の見直し

現行の取扱

- 社会福祉士及び介護福祉士法第 7 条第 4 号の厚生労働省令で定める施設
- 精神保健福祉士法第 7 条第 4 号の厚生労働省令で定める施設

・保健所、市町村保健センター
 ・児童相談所、母子生活支援施設、児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、障害児通所支援事業
 ・病院、診療所
 ・身体障害者更生相談所、身体障害者福祉センター
 ・精神保健福祉センター
 ・救護施設、更生施設
 ・福祉事務所、市町村社会福祉協議会
 ・婦人相談所、婦人保護施設
 ・知的障害者更生相談所
 ・老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター
 ・母子・父子福祉センター
 ・介護保険施設、地域包括支援センター
 ・障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業を行う施設
 ・広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター
 ・保護観察所、更生保護施設
 ・発達障害者支援センター 等

- 上記に掲げる施設に準ずる施設として厚生労働大臣が認める施設

※「児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について」（平成17年 2月25日雇児発第0225003号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）において以下の施設を指定。

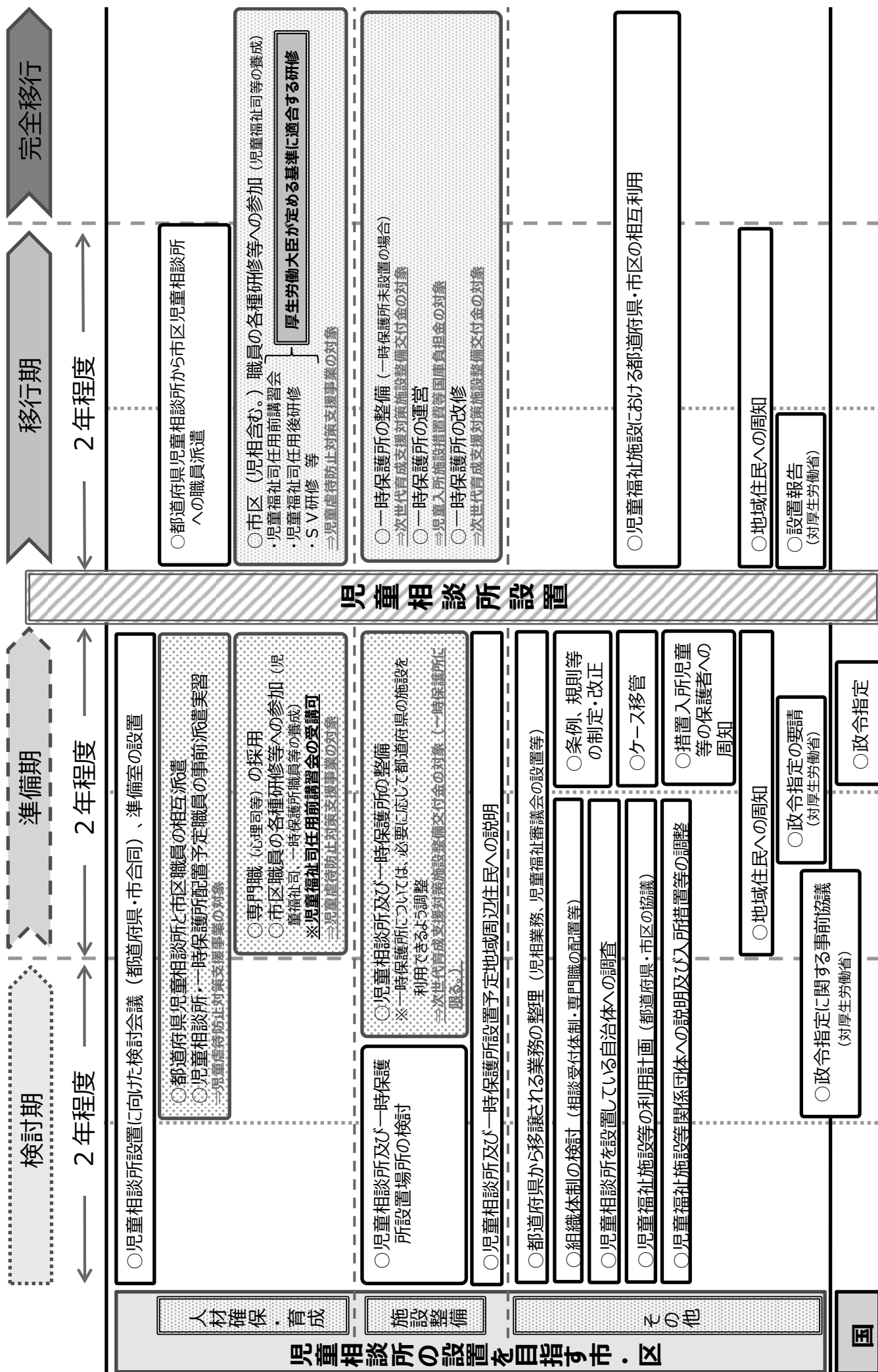
・乳児院、保育所

対象施設の拡大に向けた検討状況

- 上記通知を改正し、「厚生労働大臣が認める施設」に、都道府県・市区町村における子育て支援担当部局を追加する方向で検討中。※対象となる業務についてもあわせて検討中。

児童相談所設置までのロードマップ（例）

（別紙 5）



都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 市 長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

児童相談所設置自治体の拡大に向けた協力について (依頼)

児童相談所の設置に関しては、現行法上、設置主体が都道府県・指定都市・児童相談所を設置する市として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）とされておりますが、児童相談所における児童虐待相談対応件数は、一貫して増加し、複雑・困難なケースも増加するなど、特に都市部においてきめ細やかな対応が求められています。こうしたことから、児童相談所の設置を促進するため、平成 28 年 6 月に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律」（平成 28 年法律第 63 号。以下「児童福祉法等改正法」という。）において、希望する特別区も、政令による指定を受けて児童相談所を設置できるとされ、児童福祉法等改正法の附則において「政府は、この法律の施行後 5 年を目途として、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 22 第 1 項の中核市及び特別区が児童相談所を設置することができるよう、その設置に係る支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と規定されました。

このため、厚生労働省においては、平成 29 年度予算案で、児童相談所の設置を希望する市及び特別区（以下「市区」という。）が、都道府県・指定都市・児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）が設置する児童相談所に職員を研修派遣する間の代替職員や児童相談所設置準備に伴い増加する業務に対応するための補助職員の雇用費用等を盛り込むとともに、平成 28 年度の調査研究事業において児童相談所の設置マニュアルを作成するなどの支援を講じることとしております。

このような状況を踏まえ、都道府県等におかれては、市区において児童相談所設置に向けた検討が行われる際には、下記を踏まえて、必要な支援を行っていただくとともに、児童福祉法等改正法において児童相談所を設置できる自治体の拡大を行った趣旨をご理解いただき、市区と児童相談所設置に向けた協議を実施していただきますようお願い致します。

なお、本通知は、地方自治法第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言です。

1. 児童相談所設置自治体の拡大の趣旨・経緯

平成 16 年の児童福祉法の改正により、児童相談所の設置を希望する市は、政令で個別に指定を受けることにより、児童相談所を設置することができることとされました。この改正の背景としては、児童と家庭に関する相談について市町村の役割を強化する中で、中核市程度の人口規模等を有する自治体について児童相談所を設置することにより、

- ・ 子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となること
- ・ 中核市は保健所設置市でもあり、保健福祉にわたる総合的サービスの提供が可能となること

などから、その設置を図ることが適当であるとされた一方、こうした自治体における児童相談所の設置については、専門性の確保等の課題があること等から、地域の実情に応じ、段階的に進めていくことが必要であるといった考え方を踏まえ、政令で指定した市は児童相談所を設置できることとしたものです。

今般の改正においては、特別区についても、

- ・ 多くの特別区が人口について中核市と同様の規模を有しており、児童と家庭に関する重篤な問題の発生も多いこと
- ・ 子育て支援から要保護児童施策まで一貫した児童福祉施策の実施が可能となり、かつ、保健所を設置する主体であり保健福祉にわたる総合的なサービスの提供が可能となること

から、事務遂行体制等が確保されるものであれば、児童相談所の設置を希望する特別区についても、市と同様、国が政令で指定できることとされました。

2. 児童相談所設置に向けた支援について

現在中核市において児童相談所を設置しているのは横須賀市・金沢市の 2 市にとどまっております。この背景として、

- (1) 児童相談所の設置に係る人材確保・育成
- (2) 児童相談所及び一時保護所の整備
- (3) その他児童相談所の設置に係る事務手続

に課題があると考えられますが、市区において児童相談所の設置を検討する場合は、課題解決に向けて都道府県等の支援が必要であることから、主に以下の事項について、市区と調整の上、必要な支援を実施していただきますようお願い致します。

(1) 児童相談所の設置に係る人材確保・育成

- ① 児童相談所設置準備から設置後に至るまで、都道府県等と市区間の人事交流の実施
- ② 都道府県等が開催する研修（児童福祉司任用前講習会を含む。）への市区職員の参加要請

(2) 児童相談所及び一時保護所の整備

- ① 児童相談所及び一時保護所の組織体制に関する情報提供の実施
- ② 市区が一時保護所を設置するまでの間の都道府県等が設置する一時保護所の共同利用の実施

(3) その他児童相談所設置に係る事務手続

- ① 都道府県等と市区合同の協議体を設置するなど、市区における児童相談所設置に向けた協議の実施
- ② 児童相談所設置に伴い移譲される業務内容の整理
- ③ 児童福祉施設の都道府県等と市区の相互利用に向けた調整

3. 留意事項

本通知は、市区における児童相談所の設置促進を図るために必要と考えられる事項についてまとめたものですが、市区からの相談において、「2. 児童相談所設置に向けた支援について」に掲げるもの以外に必要と認められるものがある場合には、積極的な支援を実施していただきますようお願い致します。

また、人材確保・育成や一時保護所の整備については、児童虐待・DV対策総合支援事業国庫補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金を積極的に活用いただきますようお願い致します。

以上